

平成29年度泉佐野市指定管理者制度評価委員会議事録

平成29年10月23日（月）午前9時30分開催

市役所4階庁議室

◎司会

皆様お待たせいたしました。本日は、悪天候で台風が来ている中で、お集まりいただきまして誠に有難うございます。また、会議の始まりが遅れましたこと、事務局の不手際で申し訳ございません。それでは、平成29年度の指定管理者制度評価委員会を開催させていただきたいと思っております。私、泉佐野市市長公室行財政管理課の古谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、開催に先立ちまして、八島副市長よりご挨拶申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

◎副市長

改めまして、お早うございます。定刻すぎておりますので、挨拶は短めでさせていただきますが、本日はですね、本当に台風の影響が残る中、皆さんにはご参集いただきまして、誠に有難うございます。少しでも簡単に今の泉佐野市の状況を、台風の影響だけ申し上げますと、長く続く雨のためですね、昨日、自主避難所とですね、山手のほうに避難指示を発令しまして、避難所を開設しましたところ、合計23人の方に避難して頂きまして、10数名ぐらいはおそらく今日の朝方までおられたというような状況ですけれども、それ以上は広がらなかったということと、あとこれも山手ですけれども、土砂災害が一部ございまして、通行止めのところも2箇所ありましたけれども、対応もできましたというところで、これも大きな災害にまではつながらなかったというところで、一安心はしておるんですけれども、引き続き、警報も出ているようですので、対策のほうは各担当課でやっておりますのでよろしくお願いいたします。

本市は、指定管理者制度ということで、導入して10年あまりになるのですが、現在21施設ございまして、我々も評価、分析などしておりますけれども、5年に一度ですね、外部委員の皆様にご評価をしていただくということでございまして、今日のところは7施設ということでございまして、そのあたりの評価をしていただきまして、委員の皆様からは、貴重なご意見・ご助言をいただきまして、今後の運営に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞ今日は長くなりますけれどもよろしくお願いいたしまして簡単ではございますけれども、私のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎司会

有難うございます。それでは、本日なんですけれども、委員の方、もう一人いらっしゃいまして、本日は交通事情でまだ到着されていないのですが、少し遅れて到着されるということになりまして、要綱上、開催はできますので先に始めさせていただきたいと思っておりますので、その点どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。事前に送らせていただいた資料になり

ますけれども、資料1としまして、本日の委員会の要綱、A4縦の一枚ものでございます。資料2としまして、評価指針ということで両面のものでございます。次に資料3としまして、A4横の評価一覧表となっております。次に資料4としまして、評価シートの冊子になったもので、全部で20ページの綴りでございます。続きまして、資料5としまして、A3横の綴りになっておりまして、全部で7ページまでございます評価点の主な理由の綴りでございます。資料6としまして、各施設参考資料集の冊子でございます。それと本日お配りさせていただいておりますのが、参考資料としまして、パンフレットということで、ふるさと町屋館というパンフレット、それと稲倉青少年野外活動センターの両面刷りのパンフレットでございます。それともう一点が、本日の配席表ということで、置かせていただいております。皆様お揃いでしょうか。

それでは、まず本委員会の設置について、ご説明させていただきます。資料1のほうをご覧ください。こちらは、本委員会の設置根拠となるものでございまして、第1条にございますように、公の施設の指定管理者について、適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び市民サービスの向上に資するため、管理運営状況についての評価を実施する指定管理者制度評価委員会を置くこととさせていただいております。

組織としまして、委員会は、委員10名以内ということで、6名の委員の皆様にご委嘱をさせていただきまして、お越しいただいております。委員長につきましては、委員のうちから1名を市長が任命することとしまして、委員長には、ここにいらっしゃいます安場委員ということで、大阪体育大学健康福祉学部教授でありまして学長補佐もされております安場先生をお願いをさせていただいております。

続きまして、各委員の皆様についてご紹介をさせていただきます。

改めまして、大阪体育大学健康福祉学部教授で学長補佐でもあります安場敬祐委員長でございます。

本日、まだ到着されていませんが、弁護士の向井太志委員でございます。

次に公認会計士の神出信茂委員でございます。

泉佐野市議会議長の野口新一委員でございます。

泉佐野市体育協会会長の西出修委員でございます。

泉佐野市長生会連合会会長の森正一委員でございます。

それでは、初めに安場委員長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。安場委員長よろしく申し上げます。

◎委員長

皆さんどうもお早うございます。台風等で私が遅れまして、大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。一昨日から東京へ出張をしておりまして、昨晚帰って参りましたのが深夜に帰ってきたというような状況でございまして、今朝は、5時には家を出発したのですけれども、渋滞と通行止めでこのような時間になりまして、大変申し訳ございませんでした。今日の評価委員会につきましてはですね、一番大事なこととしましては、公正であることと中立であること、これを基本にして評価のほうにあたっていきたいと思っておりますので委員各位のご協力をよろしく願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせ

ていただきます。

◎司会

有難うございました。引き続きまして、市の出席者の紹介をさせていただきます。

改めまして、副市長の八島でございます。

政策監兼市長公室長の道下でございます。

事務局としまして、行財政管理課長の河野でございます。

同じく主幹の田中でございます。

同じく主幹の古谷でございます。

それでは、これから議事に移らせて頂きますが、以後、進行につきましては、委員長にお願いをしたいと思いますので、委員長よろしくお願いいたします。

◎委員長

それでは、まず議事を始める前に本委員会の情報公開について、説明のほうよろしくお願いいたします。

◎事務局

本市では、市政に対する市民の理解、また市民との信頼を深めることを目的といたしまして、審議会や委員会などの会議につきましても、個人に関する情報などを審議する場合を除きまして、原則公開ということでさせていただいております。本委員会も、傍聴できる旨をホームページにてアナウンスしておりまして、また、会議の記録を作成いたしまして、ホームページ上にのせる予定としております。なお、今回は個人名ではなく、委員長、委員、事務局、担当課というようなかたちで発言要旨を後ほどまとめたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長

はい、委員の皆さん、今のでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、よいということ。

続きまして、本日の流れ、それから対象施設、評価の内容についての説明をよろしくお願いいたします。

◎事務局

それでは、評価の流れについて、資料2をご覧ください。

こちらは評価の指針ということでございますが、指定管理者制度導入施設の管理運営の評価指針となっております。ここにありますが、2評価の流れにつきまして、中段にありますフローチャートのほうをご覧ください。まず、指定管理者による自己評価が事業報告や満足度調査とともに各担当課の方に報告されまして、次に、担当課の方で、それら进行分析し、評価し、コメントを記入いたします。これを受けまして、副市長及び各施設担当部長から構成する市内部組織でございます指定管理者制度審査委員会において、総合的に判断し、市の評価として決定いたします。そして、行政の外部の方々を委員としております本指定管理者制度評価委員会による外部評価を受けまして、最終的には議会のほうへの報告ということになってございます。

また、具体的な評価につきましては、裏面めくっていただきまして、上段の表にありますように、各評価項目においての評価の視点ということで、こちらの視点それぞれを踏まえまして、その下の評価ランクにありますように5段階で、仕様書などを上回っていると、特に優れているということで「5」の評価、仕様書などをやや上回っていると、優れているということで「4」の評価、仕様書どおりですと良好であるということで「3」の評価、仕様書などをやや下回っていると、一部、良好でないということで「2」の評価、仕様書などを下回っていると良好でないということで「1」の評価というような5段階の表記で評価をおこなってございます。続いて、資料3のほうをご覧ください。

こちらは、評価の一覧表でございますが、本委員会において外部評価をしていただく対象施設7箇所についての一覧表となっております。後ほどに説明いたしますが、各施設評価シートを取りまとめた表となっております。この表のつくりでございますが、それぞれ指定管理施設ごとに表の左端のほうにナンバーをふっております。

その右に担当課名、そして施設名、指定管理者名称、選定方式、その横には評価区分。評価区分としまして、上の段が自己評価、下の段が市の評価となっております。市の評価は、先ほど申し上げました、市内部組織の指定管理者制度審査委員会での評価となっております。表の中のNO. 3～NO. 7につきましては、その下に前回の外部委員会の評価、これらの施設では、平成24年の外部評価を行っておりますけれども、その時の評価を参考に入れてございます。NO. 1とNO. 2につきましては、今回、初めての外部評価ということになってございますので、この欄はございません。さらに右にいていただきまして、運營業務、維持管理、利用状況、収入状況、収支状況、運営体制、独自の取組、この7つの区分毎に1～5までの評価を入れ、評価結果は総合評価ということになりまして、7つの区分の平均値を四捨五入により整数値としたものでございます。

各項目の評価ランクでございますが、先ほど評価の流れでもご説明しましたように、5段階のうち3が良好で概ね仕様書どおり、また4は優れている。5は特に優れている。

逆に2は一部良好でない、1は良好でないというランクでございます。今回の市の評価としましては、1及び5の評価はございませんでした。そして、表の一番下に説明を書いておりますが、表の中での矢印でございますが、こちらについては、前回の外部評価の時の、その時点での自己評価、市の評価との差がある場合に、矢印で下向きの場合には前回よりもランクが下がっている場合、そして、上向につきましては。前回よりもランクが上がっている場合ということで表示しております。

次に、資料4のほうをご覧ください。こちらは各施設の評価シートになっておりまして、先ほど今の一覧のものと内容となるものでございます。例として1ページをめくっていただきまして、先ほどの7つの区分に対応する評価が右の欄にございます。左から、指定管理者の自己評価、それから市の評価、一番右端が委員会ということで、ここには、本委員会で決定した評価が入ることとなります。

3ページめくっていただきまして、一番下の段のところですが、①市の評価とございますが、こちらは、市の総合評価とその右には所見を記載しております。

その下の②のところに、本委員会での総合評価と所見が入るかたちとなります。最終的には、それらをまとめて一覧として公表するかたちとなります。

次に、資料5のほうをご覧ください。別冊「評価点の主な理由」というものになりますが、こちらには、7つの評価区分の自己評価、市の評価についてそれぞれ、その評価点を入れた理由について記載した表になっております。1ページをめくっていただきまして、上段に4つ、運営状況、維持管理、利用状況、収入状況、そして、下の段に収支状況、運営体制、独自の取組ということで、それぞれの評価区分を掲載してございまして、各区分では一番上が自己評価の理由、その下が施設管理課の自己評価となっておりますが、これはイコール市の評価ということになっております。そして、自己評価と市の評価が異なる場合には、その下に異なる理由ということで、その理由を記載しております。以下、7ページまで7施設についてのそれぞれの理由を記載した表を付けております。資料6として少しボリュームのある資料なっておりますけれども、こちらのほうは、それぞれ各施設の仕様書や協定書の事業報告などの写しとなっております。こちらは、評価内容を確認する際の参考資料としてつけさせていただいたものでございます。

評価の流れ、対象施設、評価の内容についての説明は以上になります。

◎委員長

はい、ここまでのところで何かご質問ございませんでしょうか。ございませんか？なければ、会議の進め方ですけれども各施設ごとに事務局から市の評価の説明を受けた後、皆様方からのご意見を踏まえて、委員会として、評価ランクを7つの区分の評価項目について1つずつ確認をさせていただくといった形で進めたいと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、稲倉青少年野外活動センターから説明のほうよろしくお願いいたします。

稲倉青少年野外活動センター

◎事務局

それでは、一覧表ナンバー1番の稲倉青少年野外活動センターについて、説明させていただきます。

資料4の評価シート1ページ～3ページ、資料5の評価点の主な理由書は1ページとなりますが、主に資料4の評価シートに沿って、評価項目1項目ずつご説明をさせていただきます。

この施設は、市の山間部にございます、稲倉池近くに設置されております、自然に囲まれた中で、宿泊施設も備えたキャンプ施設でございます。先ほど事前にお配りしておりますパンフレット、これでどういった施設かを参考にご覧いただけたらと思うのですが、公募により指定管理者の選定が行われまして、平成26年度から5年間の指定管理期間がはじまった施設で、今年で4年目となりますが、今回が初回の外部評価となります。

まずは、2 管理運営に関する評価、①a 施設の運營業務でございますが、開館期間や開館日数など仕様書どおり滞りなく業務を行い、適切な案内、スムーズな対応、接客マナーの向上などに努めているとして、市の評価は「3」としております。

次に、評価シート2 ページに移りまして、

①b 施設の維持管理業務では、仕様書どおりの保守点検業務を実施していることに加えて、老朽化が進む施設の補修などを利用者の安全第一を考え、適切に行っているという点、また、可能な限り指定管理者で直接実施することで経費の削減に取り組む姿勢を評価して、市の評価「4」とさせていただきます。

次の、②利用状況につきましては、H26 年度から全体数として年々減少傾向にあります。減少の要因としては、団体の利用が1～2 件なくなるだけで、数百人の変動がある状況で、近年のキャンプ施設においては利便性が求められる中で、施設が古く、利用者のニーズにマッチしていないため、年々、団体利用者が一つ二つ減っていったことが要因でなないかと分析しています。そのような中で、H27 年度からH28 年度は、これまで毎年利用のあった北摂の団体が利用をとりやめたことで、日帰り利用が約300 人の減少となったこともあり、前年比で428 人、27%減となっております。宿泊利用者については、H27 年の920 人に対して、H28 年は856 人となり64 人の減少で、概ね前年並みに踏みとどまっているといった一定の利用の維持に努めている部分もございますが、やはり、日帰り利用者の落ち込みが大きいところから、自己評価では「3」ですが市の評価として「2」の評価としているところです。

③収支状況 a 収入状況ですが、利用者が減少していることから、利用料の収入も減少しています。全体の収入合計としては、前年比で148,875 円、約19%の減で良好の範囲内であるとして、市の評価は「3」としております。

③b 収支状況では、収入が減少する中で、軽微な修繕は自前で行うなど経費節減により支出を抑え、これまで2 年間赤字が続いていましたが、H28 年度は赤字を解消したことは評価しつつ、全体として良好の範囲であるとして「3」の評価としております。

④運営体制では、仕様書どおりの常駐職員に加えて、利用客数に応じて8 名の登録アルバイトの適時増員を図るなど、適切な人員配置が行われ人員配置状況は良好であったと判断し、市の評価は「3」の評価としております。

3 ページに移りまして、

⑤その他 a 独自の取組状況では、小学生を対象としたキャンプや、初心者にも手軽に登山を楽しんでもらう企画、就業困難者を対象にした森林浴とキャンプなど、対象者の異なる企画により幅広い層の利用者獲得に努めているところを評価して、市の評価は「4」の評価としたものです。

最後に、4 評価 ①市の総合評価は、利用者の減などマイナス要素はありますが、経費節減による収支の改善による赤字解消や独自の取組みに趣向を凝らして努めている点などを考慮して、「3」と評価しております。「稲倉青少年野外活動センター」についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎委員長

はい。ただ今説明がございましたが、どこからでも結構でございます。質疑があればよろしくお願いたします。

◎委員長

まず一つは、利用者の件なんですけれども、北摂の方面からの利用者が減ということだったんですが、今後もそういう傾向はあるという考えでよろしいのでしょうか。

◎青少年課長

今回減りましたのは、東大阪市のある団体さんなんですけれども、近隣の市町村で同じようなキャンプ場があるということもありまして、そちらが近いということで、そちらに移動されたということ聞いております。当施設は山間部でございます、交通の便等もあります、あと施設の老朽化も説明の中にあっただと思うんですけれども、そちらもありますので、この傾向は、緩やかではありますがあるかも知れないという懸念はございます。

◎委員長

ということは、ちょっと期待はできないかも知れないということですね。

◎青少年課長

はい、今後大幅な増というところは難しいところはあるのかなと考えています。

◎委員

これはもともと府の施設、もともとですよ。ではなかったですか。

◎青少年課長

当初から市の施設として建築させていただいてまして、あの場所に設置しております。

◎委員

そうですか。では私の勘違いですね。それと、この委員会の評価というのは仕様にに基づいてするのでしょうか、この説明を聞いた上で、現地を見ない事にはね、私も行ったことがないんですよ。現地視察というんですかね、他の施設もすべてそうだと思いますがね、現地がわからずして、書かれたものを評価するとか意見を述べよと言われてもですね、正確なご意見がでるのかなと思ったりもするんです。そうすると時間的なこともあるのですかね、皆さん忙しい立場の方ばかりですので。そうすると、そういうことはなしで、この資料に基づいてやってくれというのはこれ決まってるんですね。そこのところ副市長さんどうでしょうか。

◎副市長

今回は7箇所ですので、本委員会が早く終われば、少し回るぐらいならどうでしょうか。ちょっと厳しいかな。確かに、現地へ行かれたことがある方もおられかと思えますけれども、委員長などはいかれる機会は少ないと思いますので、実際に見られたことはないのです、そういう別途の時間がとれましたら行きたいのはやまやまですけれども、この委員会の時間の許す限りの範囲であれば何か所か、全部じゃなくてもですね、行かしてもらうことはやぶさかではないので、少しその辺の時間のあいまを見まして、今日でも行けるものなら、特に稲倉野外活動センターは、山手でその目的以外でないを目にすることもないかと思えますので、少しその辺検討させていただけたらと思います。

◎委員長

私も同感のところがございますね、出来ればこの委員会をする前に、一回委員だけ視察をして、それからこの委員会に臨むほうが望ましいだろうといふうに思いますね。

◎委員

それと、非常に人数が少ないように思うんですけどもね、交通の便とかで、市外、市内でもですね、子どもさんたちがこういう施設があるということの啓蒙ですかね、そういったものはどのようにされているのかなと、もっともっと増加させる方法論が必要じゃないのかなと。せっかく、市が持っている施設が、山間部にあるのですから、私は地元におりますけれども、あまりこういう話、質問を受けたこともありませんし、あること自体も知らないのかなと、それでは意味のないことですね。その点についてすみません。

◎青少年課長

市の広報物等については、掲載させていただいております、そちらでは広報はしております。あと、指定管理者独自でホームページも作っていただきまして、そこからの発信ということもさせていただいております。広報については、まあこれで十分ということではないかと思いますが、今手段の持っているところでは広報についてはさせていただいているということでございます。

◎委員

はい、どうも有難うございます。

◎委員長

他の委員さんにか。

◎委員

稲倉のキャンプ場は、青少年の健全育成という条例のもとで設置されてまして、僕はもう何度も利用させていただいているんですけども、立地的にはキャンプ場にはふさわしくない場所に立っているというところで、本当に利用をするにあたっては、キャンプやアウトドアが好きな人にとって、利用するのかどうかというところへんでは、なかなか利用しない方々ばかりではないかなと。それと、この700万円の予算が本当にふさわしいのかどうかというところで、施設も老朽化しているというところも含めて、泉佐野市がやる気があるのかなという風に正直なところ思ってます。これからどうするのかとういことは一つ思うんですけども、これだけインバウンドもあって、そういう方々にも利用してもらおう施設にという思いなのか、それとももうこのまま現状維持で、もうこのままでええんやという風に思っているのか、その辺がちょっと見えないんですけど、その辺はいかがですか。

◎副市長

委員がおっしゃるように、この施設は昭和56年に市立で作ったキャンプ場なんですけれども、池などがありますように、立地上で、いわゆる浄化槽の設置もままならないということで、未だに汲み取り式のトイレということで、今の時代に中々マッチしないというようなことなんです。それで、整備できるかといえば、それもできないということになるので、このまま続けていっても大幅な施設整備は難しいというようなどころではあります

ので、今後このキャンプ場のあり方については、常に議論のあるところでございますので、どうしていくかについては少し考えなあかん時期が来ているのかと。このまま続けていても大きく改善は見込める状況にはないということを理解した上でね、考えていきたいと思っておりますので、このままダラダラ続けるっていうのは難しい時期にもなってるのかなというのを認識しているところでございます。

◎委員長

とは言っても、今新たな計画があるわけでもないんですね。

◎副市長

はい。具体的にそしたら移転する場所がどこに、というところまでは至っていないんですけども、その検討の時期にはきてるというのも事実でありますので、当然、予算の伴う話ではございますので、どのようなかたちで、どのような場所でというようなところは、内部では研究している状況ではありますけれども、なかなか具体的にはどうというふうなところまでは至っていないというような状況でございます。

◎委員長

他の委員さんございませんか。

ただそういう状況だと、維持管理で費用がでてくると、指定管理の費用なんかも上がってくる可能性はあるわけですか。

◎青少年課長

通常の軽微な修繕につきましては、もともとの指定管理の委託料の中に修繕料を見込んでおりますので、その点は指定管理者さんの作業でやっていただきますけれども、大規模な改修等の必要なことがでてきた時点で、それが運営に大きな影響を及ぼすということであれば、市との協議をさせていただきますして、市側の予算で修繕にかかるということもやっております。

◎委員長

はい、わかりました。他なにかご意見ございませんでしょうか。質問でも結構です。ございませんか。そうしましたら、それぞれの項目に関連しまして、一つ一つ評価のほうをしていきたいと思うんですけれども、まず、管理運営の実施状況に関しては、自己評価は「3」、市の評価も「3」ということでございますが、これ自体は本委員会としては、同じく「3」というようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしゅうございますか。そしたら、管理運営については「3」ということで、特別の意見はないということですね。その次の利用状況に関しましては、これは、利用者減という実際の実態が伴っていて、自己評価「3」、市の評価は「2」ということになっておりますけれどもいかがいたしましょうか。実際、減ですからね。

◎委員

予算が少ない中であってでも、これだけ頑張っていたいただいているのではないかなと、いうふうに私は個人的に思うので、自己評価の「3」が妥当なのではないかと思えます。

◎委員長

予算額のわりに、これだけ頑張ってくれているので、「3」ではないかということですが、他の委員さんいかがですか。

◎委員

賛成です。

◎委員

私も賛成です。外部環境の要因が大きい部分があるのかなと思いますので。

◎委員長

外的な要因でもってこういう利用者減ということの中では、この指定管理料の中では、よく頑張ってくれているということで、良いという判断ということで「3」ということにさせていただきます。

◎事務局

委員長、先ほどの運營業務については、「3」ということでいただいたのですが、維持管理業務のほうが抜けていたかと。。

◎委員長

維持管理業務ですね。抜けていましたね。はい、すみません。利用状況のほうは「3」となりましたが、ちょっと一つとぼしてましたね。施設の維持管理業務に関しましては、軽微な保守点検等々が実施されているということですが、これはもう評価どおり「4」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、維持管理は「4」ということでよろしく願いいたします。

収支の状況に関しましては、収入、収支とも「3」ということですが、これも努力はされているということで良いということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

何かあれば言ってくださいね。よろしゅうございますか。

◎各委員

はい。

◎委員長

では、収入及び収支の部につきましては「3」ということでよろしく願いいたします。運営体制につきましては、指定管理の基準を満たしてなおかつプラスしてるということで、これも「3」ということで、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

独自の事業の展開ですね、これにつきましては、小学生やふれあいキャンプなど色々やっけていらっしゃるということで、これも市の評価どおり「4」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

「4」ということでよろしく願いいたします。満足度調査の関連につきましては、いかがでしょうか。これは点数に関係ない？

◎事務局

はい、こちらは直接点数はございません。

◎委員長

市の評価としては、全体として「3」評価ですが、いかがいたしましょう？頑張っているというところもあったんですが、概ね「3」のほうが多いということでございますね。いかがいたしましょう。

◎委員

「3」で結構ですね。

(異議なし)

◎委員長

「3」でよろしいでしょうか。積極的にちょっと「4」はないということですね。「3」ということで、でこの所見については、ここでまとめるんですか？

◎事務局

所見につきましては、また後ほどお伝えさせていただこうと思っていたんですが、今日のご意見を伺った内容を踏まえまして、まとめて一覧表を作らせていただいでご確認をいただくということで考えております。

◎委員長

そうしたら、この質疑の中でそれをまとめさせていただいて所見としてまとめさせていただくということになりますのでよろしく願いいたします。はい、どうも有難うございました。それでは、次の市営プールについての説明をお願いします。

市営プール

◎事務局

一覧表ナンバー2番の市営プールについて、説明させていただきます。

資料4の評価シート4ページ～6ページ、資料5の評価点の主な理由書は2ページの掲載となります。

この施設は、市内4つの市営のプール、日根野プール、北中プール、長南中学校プール、新池プールを同一の指定管理者が一括して管理運営を行っております。各々25mプールが1つずつ設置されておまして、新池プールのみ幼児用プールが併設されております。平成27年度に公募により指定管理者の選定を行いまして、同年7月から指定管理者による運営を開始し、今年度で3年目となっております。こちら先ほど同様、初めての外部評価の施設となります。評価については、4つのプールを総括しての評価としております。まずは評価シート4ページ、2管理運営に関する評価①a 運営業務 について、受付業務やプール監視業務、自主事業としてプール教室の開催など、仕様書の業務を円滑に実施し、市民の健康増進に寄与しているとして、市の評価は「3」としております。

①b 施設の維持管理 についても、保守点検、清掃管理業務を怠りなく実施し、また、日々の始業前点検、日常点検、終了点検を実施しており、安全面、衛生面ともに良好な状態を維持しているとして、市の評価は「3」としております。

②利用状況では、平成27年度との比較では、各プールすべて利用者は増加しており、全体としては、平成28年度は14,760人となり、平成27年度13,647人に対し、1,113人、8.2%の増加となっております。前年比の増加は評価できるところですが、市が直営で管理運営していた直近年、H26の15,063人と比べると微減であることから、市の評価としては「3」ととどめております。

5ページに移りまして、

③収支状況 a 収入状況では、この施設では、プールの利用料金は、指定管理者の収入となる利用料金制を適用しております。利用料金の収入は見込みより若干少なくなりましたが、H28年は自主事業において無料開放などもあり、市民のための事業実施によるところが要因と考えられることから、市の評価は「3」としてしております。

③b 収支状況については、評価シートに記載の支出合計では、収支均衡状態になっておりますが、支出のうち、その他の部分では、利益還元分ということで、その部分が含まれているため、収入と支出が同額となっております。支出面では、光熱水費を大幅に抑えることができ、実質は単年度で黒字となっております。以上のことから良好な状態であるとして市の評価は「3」としてしております。

④運営体制としましては、各プールそれぞれの基本体制として仕様書の要件を満たした常駐員を配置し、繁忙時には増員を行うなどの対応で、事故もなく安全な体制で良好な運営体制であったとして、市の評価は「3」としてしております。

⑤独自の取組では、水泳教室の実施に加えて、海の日、山の日の無料開放や、プールサイドで縁日の実施や水遊びを取り入れたイベントを開催するなど、水泳を楽しむだけの施設としてだけでなく、地域住民のコミュニティの場の提供も行いつつ、市民の健康増進に寄与しているといったところが優れているとして、市の評価は「4」としてしております。

6ページにいきまして、

市の総合評価としましては、適切な監視員の配置と衛生面での配慮も行われており、独自のイベントなどの開催について評価でき、全体として良好とする「3」の評価としております。

「市営プール」についての説明は以上となります。

◎委員長

はい。それでは、ここから質疑に入りたいと思いますが、委員の皆様何かございませんでしょうか。

◎委員

プールについては、泉佐野市では各小学校に設置をしていくというところで頑張っている中で、この指定管理については、今後のこととして全体的な指定管理運営ということで進めていく流れなんですか。考え方なんですけどね。

◎スポーツ推進課長

今、委員がおっしゃっていただきましたように、泉佐野市では小学校、もしくは中学校のほうにプールをこれから建設していこうということで計画をして実際進めているところもございまして、指定管理ということなのですが、一般開放、要は学校水泳以外で使えるよ

うな一般開放をですね、すべての学校でできるようなふうに行っていくかどうかということも、今後検討しないといけませんので、すべて指定管理でというふうになるのかどうかというのもありまして。

◎委員

まだ考えられていない？

◎スポーツ推進課長

検討中ということになります。

◎委員

ちょっとずれた質問で申し訳ないです。

◎委員長

他なにかございませんでしょうか。

◎委員

プールの利用状況なんですけどね、新池など4つのプールがありまして、非常に利用状況の人数ですね、格差があってバラツキがあるように感じますけども、これについてはどうということなんでしょうか。

◎スポーツ推進課長代理

利用状況は、今おっしゃられるとおおり、多い少ないというのがございまして、理由といたしましては、何年か前に泉南市のほうで同じようなプールで死亡事故が発生したということもございまして、それ以降、利用者の安全を最優先するということで、プール利用の身長制限というのを設けさせていただきました。その中で、特に深い長南中学校プールでは結構利用人数が少ないんですけど、そちらは、もともとのプールの深さがかなり深いプールでございまして、身長制限は、プールの一番深い水深からプラス20cmというのが身長制限になるんですけども、それをしてしまうと結構、高学年の子どもしか入れないような状況がございまして、浅いプールであればまだ入れるプールもございしますが、近くのそういった背の低い子ども達が入れないというような部分もございします。あと、利用人数が多いところにつきましては、新池プールが多いんですけども、そちらについては、やはり先ほどの説明の中でもございしましたが、幼児プールも併設しておりますので、親子連れで小さなお子様からきていただけるといったところで、利用人数の増減があったかと思えます。

◎委員長

よろしいでしょうか。

◎委員

そうですね。それと、同じく利用状況の中で、個人、団体とありますね。団体ということとはどういうことですか。

◎スポーツ推進課長代理

団体と申しますのは、まず学校の水泳の授業でありますとか、幼稚園の水遊びであったりとか、プール全体を貸切のような状況で使っていただくというのが団体利用というかたち

になります。午後からは一般開放ということで一人100円とか持ってきてもらって個人が入るといふかたちになるのが、個人利用になります。

◎委員

もう一点すみません。先ほど野口委員がおっしゃったように、校庭の中にプールを移すという話ですね、ゆくゆくは。そうすると、こういう民間の運業者がみるということは、一般的に考えて難しいのかなと思いますけどね。その場合、ちゃんと業者にも当然、認識していただいて運営をしていただいているということにうなるでしょうかね。

◎副市長

委員さんおっしゃるように、いわゆる学校というのは公の施設ですので、公の施設の中にまた公の施設という指定をしないと、指定管理はできないということになります。だから、市営プールという扱いでありながら、学校の中にできますと難しいので、野口委員おっしゃるように、それを指定管理にしてしまうのはなかなか難しいことなんです。ただ、学校で使えるのは多分最優先になると思いますけれども、夏休みなんかですと、やっぱり一般でも使えるようなかたちになりますと、その運営を委託ということでの方式をとりまして、有料で入ってもらうことは可能かなと思いますので、その今回評価していただく、市営プールというかたちでは難しくなるのかなと。学校の敷地内になりますとね。一部は、まだ学校外のところでプールは残るものもありますので、そういうところはこういう指定管理ということはいこうかなと思っております。ところが、先ほど担当課長が申しましたように、学校内にできるプールをどのようなかたちで運営をしていくかにつきましてははですね、十分そのあたりも含めて検討していきたいなあとというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

◎委員長

学校内となると、水泳部とかあったりするとね、なかなか一般の人とは一緒にというのは難しいのかも知れないですね。ちょっと、私、気になったのは、ペーパー上と報告を受けた中ではでてこなかったんですけども、死亡事故まではいかなくともそれに類するようなインシデントというか、そういったことはなかったんですか。

◎スポーツ推進課長代理

指定管理者からの報告からは、どうしても水の中で足がふやけて切れやすくなるということもございまして、プールにつかって足をこすって軽く足の裏を切ったりとかということもございしますが、それ以上の大きな事故というのは、報告を受けておりません。

◎委員長

軽い溺れとかそういうのもなかったですか。

◎スポーツ推進課長代理

ないです。

◎委員長

では、良好に維持管理のほうはされてたと。

◎スポーツ推進課長代理

はい。安全面につきましては。

◎委員長

他委員さんありませんか。

◎委員

先ほど、死亡事故があった関係上、身長制限を設けられたということで、実はうちの娘も2人小学校プールへ行っていてですね、下の子が110cm未満ということで入れなかったんですね。結構泳ぎには自信があるほうな子なんですけど、そういうところにも影響がね、利用者数に影響してるのかなあとと思いますけど、これは方針として変えることはできないのでしょうか。

◎スポーツ推進課長

実は、今年も保護者のほうから、うちの子は泳げると。ただ、やはり身長制限で引っかかって、友達と泳ぎにプールに行ったのにうちの子は入れなくて泣いて帰ってきたと。何があっても、市に責任を問うようなことはないので、なんとかそれを考えてもらえないかというご意見を実はいただいております。ただ、やはり万が一でも溺れて救急車で運ばれるというようなことになると、やはり、大問題で、その子にとってもよくないことですので、子どもさんの気持ちを考えると残酷な面もあるのですが、やはり一定の基準というのは大事というところでございます。

◎委員長

それ以上の基準の変更というのは考えられないということですね。

◎スポーツ推進課長

やはり、もう、安全を最優先ということですね。

◎委員長

例えば、監視員を増やすとかによってできるとか、そういうことはないですか。

◎スポーツ推進課長

もちろん、監視員のほうもですね、万全の体制ということで指定管理のほうは、込み合っているような時とか、人が多い時というのは、いつもより多くですね、人数の体制はとっていただいているのですけれども。大人の方が一緒にということでしたら、身長がそれに満たない子どもさんでも入ってはいいただいているのですけれども、近くに一緒に泳いでいない、上から見ている監視員が実際溺れるとすぐに対応はしていただくのですけれども、安全面をより慎重に、慎重すぎるのかもわからないですけど、安全面を最重要視しまして、基準を設けさせていただいているところでございます。

◎委員長

他なにか。

◎委員

ちょっと収支状況について、お伺いします。施設管理費がですね、28年度が、4,926,473円、前年度がですね、1,922,400円、約2倍以上になってますね。それともう1点、その他というのがちょっとわからんのですけれども、これもですね28年度が142,420円と、27年度が1,286,565円ちょっと大きな開きがあるのですけれども、これについて理由をお願いします。

◎スポーツ推進課長

まずですね、施設管理費のほうの差が大きいというご指摘いただいた件でございますが、実はこの指定管理、平成27年度から、7月1日からということで、施設をオープンするまでに、色々と管理面であるとか、必要な経費というのは市のほうで対応させていただいておりましたが、H28年度、昨年につきましては、当初から指定管理ということですので修繕料のほうがですね、昨年28年度は320万円の修繕料としてございますが、27年度につきましては予算25万円ということでその差ということになります。あとですね、その他の欄について差が結構、百万円余りございますが、このその他に含まれるものとしたら、プールの関係でありますけども保険料の関係とかですね、色々ございまして。実は27年度のほうで収入のほうと支出のほうの差がですね、百万ほどございまして、もちろん収入が多いということは、利益にもなりますので、利益還元ということで、指定管理者のほうから利益還元をしていただくというような費用も含めまして、27年度の収支が一緒になっているというところでございます。

◎委員長

よろしいですか。ただ、こういう決算の仕方ですけど、どうですか。

◎委員

そうですね、私も見てたんですけど、平成27年度と28年度で金額が違ってて、7月1日からだということで期間が関係してるのかなと。事前準備で施設の修繕が前年度はなかったという話なんですよ。ちょっと別に気になったのがですね、指定管理料の支払い方なんですけども、年度当初に28年度でしたら、1,500万円先に払われてるんですけども、前払いというかたちで。こういうあたり一般的なんですかね。普通、受領後とかに、適正な対価ということで支払われるのが本来なのかなと思うんですけども。大部分を年度当初にもう一括して1,500万円払われていて。そのあたりどうなのかなというのはちょっと感じたところではあります。

◎委員長

いかがでしょうか。

◎市長公室長

指定管理の施設は、色々ございますが、やはり期間が短期間の施設ですので。

◎委員

7月、8月ということですね。

◎市長公室長

ええ。ですので、施設によっては四半期ごとに支払ったりとか、そういうふうなことで資金計画も受けながら、その施設に応じた支払い方ということで、初期の投資がちょっと施設管理の面で先にいるよとかそういったので、こういうふうに施設ごとによって変えさせていただいているということでご理解いただけたらと思います。

◎委員

原則は、検収というか、ちゃんと役務の対価をうけてからというのが原則どおりだと思うんですけども、先に大部分を払っているのがやはりどうなのかなと若干思ってしまうところではあります。

◎委員長

この市営プールは一括で支払っているんですね。

◎委員

これは、15,790,000円なんですけれども、平成28年度は年度当初に15,000,000円を先に払いまして、最後に残額を払うという契約になっていますね。資料6の61ページです。その27行ですね。

◎市長公室長

あと、他の施設で四半期ごとに支払わせてるのも当初払ってますので、だから、4回払いといいましたら、3ヶ月分を先に支払っているみたいな感じになりますので、ですので市営プールでは開いてる期間が2ヶ月ほどですので、それからしたら特におかしくはないのかなとは思いますがね。

◎委員長

どちらかというたら、出来てから支払うというのが普通というのが一般的だとは思いますがね。

◎市長公室長

一般的に民間さんがやっただけで、市が出資した文化財団などのような施設とか、色々指定管理があるんですけども、やっぱり当初から資金が枯渇してますので財団とかは。だから、そういったことから指定管理の中でもですね、前払いといったらおかしですけども、そういったかたちで支払っていたというのがあるので、そういう意味では他の施設についても資力とか指定管理者によっては違うんですけども、こういった事例もあることからですね、支払い方もそれぞれの指定管理者と協議して決めるというふうなことでさせていただいてるということですね。

◎委員

確かにね、公益法人さんですかそういう前払いとか、概算払いですとかたまに見たりするんですけども、今回の相手というのは普通の一般株式会社になってまして、それを前払いというのはもうちょっと違う払い方もあるのかなということを感じるんです。

◎市長公室長

素直にいったらそうかもわかりません。

◎委員長

またそこは検討してもらおうようにね。お願いしたいと思います。他なにかございますか。

◎委員

すいません少し遅くなりました、委員の向井でございます。今の収支状況の点についてなのですが、この人件費なんですけれども、ご説明があったのかもしれないんですけども27年から28年度にかけてだいたい2割ぐらいの支出増になっている点が、そもそも利

用客とか対象プールが増えてるとかいうところが基本的によくわからないんですけれども、
どういう具合でこの人件費が増えているのかという点をご説明いただきたいというのが1
点と、今の利益還元とおっしゃったところはどういう意味なのかですね、あるいは先ほど、
神出委員ご指摘の基本協定書の中でそんなことがどこにこう書かれているのかというその
2点を説明いただければと思います。

◎スポーツ推進課長

まず、人件費の増の件でございますが、利用状況のですね、新池プールのほうをご覧いた
だきたいのですが、上のおとな、こどもという部分で27年度に比べて利用者が増えてお
ります。人件費のほうで、自主事業もございますので、より集客があったということで、
監視体制のほうですね、監視員が必要ということでの人件費の増ということでございます。
そして、利益還元につきましてはですね、基本協定書、資料6の65ページ、第46条の
ほうなんです、「本業務に関し、収益が生じた場合は、収益の還元方法等、還元率につい
て甲と乙の協議の上、収益の還元を行うものとする。」ということで明記しております。そ
れで、支出に対して収入が多いということで、その分の利益還元ということでございます。

◎委員

アルバイトの監視員の数が増えているのだという説明になるのでしょうか。つまりね、一
つの施設で例えば2人おるとなった時にその利用客が人数が増えてもですね、私の感覚
でいうと、極端に倍増するとかじゃない限りですよ、監視員は2人のままなのかなあと思
うわけですが、いいえそうじゃないんだと、そうじゃなくて増えると3人、4人に
しないといけないということであれば了解しますけれども、ちょっとわかりにくい。

あるいは、営業時間が増えたので監視員が当然、ローテーションとして、増やさざるを得
なかったんだということだったらわかるんですけども、人数がこれ今、ご説明のとおり
200人ぐらい増えているわけですが、これは一日に200人増えるわけではなくて、一
日あたりに直すとですね、さほどの人数ではないのかなと思うわけですが、ちょっと今
のご説明ではわかりにくいなあと思うんです。

◎スポーツ推進課長代理

体制のほうなんですけれども、基本、新池プールにつきましては、先ほどもお話あったよ
うに、利用者がそこそこございますので、監視員のほう25mプールのほうで基本3名で
対応しております。ただ、土日でありますとかにつきましては、たくさんの親子連れが見
えられるということで、25mプールには多い時には7名、8名で対応したりとかいうよ
うなことも。そちらは、実際にその時の様子を見ながらということで、特にプール開き直
後の土日はかなり多いんですね、ということで安全面を考えて通常の倍以上の人数を貼り
付けたりとかいうこともございます。それと、指定管理者の自主事業といたしまして、プ
ールの水泳の教室を開いたりというようなこともございまして、そちらに関しても人件費
がかかってくるということで、金額的には大きくなっているというところでございます。

◎委員

わかりました。有難うございました。

◎委員長

理屈的には、わかったんですけども、それだけ人件費をかけて自主事業までしないといけないのかなあとということも考えられますよね。夏休みにはいったばかりというのは人が多いので監視員を増やすという、これは理屈的によくわかるしいいと思うんですけども、自主事業でまた増員しなければいけない。それで、また予算が膨れ上がって、人件費が膨れ上がるというのは、維持管理という指定管理からいうと、ちょっと自主事業としてはどうなのかなあと。やるべきだとは思いますが、限られた人員の中でできることを考えなさいと。そういうことではないかなと思うんですけどもね。それはどうなんですかね。自主事業をやるから人を増やすんだというのは当たり前というような発想なんですかね。

◎スポーツ推進課長

確かに、28年度にはですね、無料開放ということでプールの利用料金を個人さんから取らずに、海の日、山の日という祝日2日間無料開放日ということも受けまして、実際多くの方、多くのお子さん、親子連れですね、がこられたというのがございました。もちろんそれによって監視員の体制も増員ということでの予算関係の費用もかかっているということもございます。実は今年度はこの無料開放をしなかったとかですね、今後そういう、デメリット、マイナス面とかも指定管理のほうでも考えながら新たな企画をしていくかと思えますし、市のほうとしましても、そういう費用対効果というのを考えまして、そういう指導のほうはもちろんさせていただきたいですね。

◎委員長

はい。わかりました。その他、委員さんないですか。

◎委員

このプール監視員の配置体制の根拠みたいなものはあるんですか。逆にもっとほんまいうたら、もっと増やさなあかんねんという場合があるのか、いや逆にちょっと多いかもしれないとか、そういう配置基準というのはどういう根拠になってくるのでしょうか。

◎スポーツ推進課長代理

近隣のプール、他市のプールも眺めながら、市の直営時代からですね、そういった人数の配置で対応させていただいているんですけども、その具体の人数が、この人数やったら2名で、この人数やったら3名とかいうかたちの基準というか根拠というのは特に正直ないんですけども、そのへんは市のほうでプールに関しては安全検討委員会というのがございますので、そちらで、先ほどもお話のありました身長制限も含めてですね、監視員の体制、この人数であれば何人が適正かというのを話し合っているんですけども、その根拠という明確なものは正直ございません。

◎委員長

根拠がみえないところでの配置は、今までの経験則ということになるんですね。で、経験則がそれイコールそれで正しいということではないと思うんですけども、そこは市独自で基準を設けるとかいう発想はないですか。

◎スポーツ推進課長代理市のほうから出してる仕様の中の基準としましては、新池プールの大プールは3人、その他の新池プール以外の25mプールは2人ずつの配置ということ

では決めておるんですけれども、また先ほどからのお話にもありますように、休みの日はもっと増員とかいう話はさせていただいております。また実際にはその人数で張り付いてはいるんですけれども、そこはちょっと今、指定管理者の様子を見ながら土日やったらこのぐらいの人がくるんで何人で今週はいくかとか、というような経験に任せているというような状況なんですけれども、そのへんにつきましてはまた今後、検討していきたいと思っております。

◎委員長

はい。ほかございませんでしょうか。

◎委員

最後に一点お聞かせ願いたいのですが、もしも万一の事故があった場合、責任はどうなるのですか。

◎スポーツ推進課長代理

事故が起きた場合、指定管理者のほうでですね、結構大きな金額の保険には入ってもらっておりますので、基本的にはその保険をつかって対応というかたちになってくるかと思えます。

◎委員

市のほうは全然、関係ないと。

◎副市長

当然、市営プールを運営する最終的な責任というのは市にあると、運営そのものは民間のほうへ委託しておりますけれども、当然そのような重大な事故が起こった時に、その原因はどこにあったのかというのは、やっぱり責任は免れないと思えます。先ほど申しました、何らかの賠償責任というのは、それは、損保業者に入っておりますけれども、委託している上で、任している市の責任というのは当然出てくると思えます。そのようなことのないように、別の委員会をつくって、こういうプールサイドにはどういう監視員が必要かというようなことは、別の視点でやっておりますので、その辺は十分配慮しながら、最終的には市に責任があるということでやっておりますのでよろしくお願ひします。

◎委員長

時間のほうもだいぶきたのですが、最後もう一つぐらい質問どうですか。

ないようでしたら、評価のほうに入っていきたいと思えますが、まず、資料のページが4ページですね、4ページの中の施設の運營業務に関してですが、これは、運営基準に沿って行われているということで「3」ということがでておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、運營業務につきましては「3」ということにしたいと思えます。維持管理に関しましてはいかがでしょうか。今のところ特に大きな修繕云々というのは、ないということでございますので、このまま「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

利用状況につきましては、一応、押しなべてみた時に8%の増ということでございますが、そんなにたくさん増えたわけでもないので「3」ということでいいでしょうか。

(異議なし)

収入と支出に関連しましては、これはまあ少しご意見をいただいておりますが、いいと思うんですけれども、収入は、この支払の方式は問題が少しあるかもしれないということですが、これは「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

収支のほうはいかがでしょうか。これも「3」ということでよろしいでしょうか。人件費のほうはあがってきているというところですが、その分その他のところで収益還元というのが28年度はなくなってきているんですけれども、「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、収支状況のほうも「3」ということでよろしく願いいたします。人員等の配置に関連しましては、色々説明もございまして、場合によっては増員もしてもらっているということなので、これも良いということで「3」でよろしいでしょうか。

(異議なし)

そしたら、その他の独自の事業につきましては、努力して頂いているということなのですが、これはいかがでしょう、最大限よく努力をしいるという見方から「4」とするのか、それとも良いとするかですけれども、自己評価、それから市の評価というのは「4」というのがあがっておりますけれども、それを支持するということがよろしいでしょうか。。あんまり皆さん縦に首を振らないということはどうするかといえば「3」に近いんじゃないかということで、変えてほしい。

◎委員

僕ら議員も良かれと思ってやった結果、逆にちょっと迷惑がかかるようなことになってしまふことってのはかなりまああるんですけれども、でもまあ、努力としては頑張っているというところで「4」のままでいいんじゃないかと私は思いますけれども。

◎委員長

この指定管理料ですからね。さあ、委員のほうから「4」というのでいかがですかということですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では「4」ということで進めていきます。で、総合評価のところですが、押しなべてどちらかというと「3」という評価が概ねあったということでございますので、これはもう市の評価と同じ「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議ないようでしたら、「3」といことよろしく願いいたします。はい。それでは、市営プールにつきましては以上で終わりたいと思います。どうも有難うございました。

旧新川家住宅

◎事務局

それでは続きまして、一覧表のナンバー3番の指定文化財旧新川家住宅の説明をさせていただきます。資料4の評価シート7ページ～8ページ、資料5の評価点の主な理由書は3ページに掲載しております。この施設は、パンフレットをつけさせていただいておりますけれども、開いていただいたらわかりますように、市の指定文化財でございまして、旧新川家住宅の保護と活用を図ることを主眼として、指定管理者に任せている施設であります。平成18年に初めの5年間の指定管理が開始されていまして、公募による選定により、同じ指定管理者で3クール目、平成27年度～平成31年度の5年間のうち今年度は3年目になります。指定管理料が約230万円と低い委託料の中で活発な活動をしていることなどから、指定管理者の自己評価は全体に高めですが、市としては他の施設と同様に客観的に評価を入れてございます。

7ページのほうで、①a 運営業務においては、開館日は通常土日祝のところですが、学校からの見学などの対応で平日も開けて自主事業の拡大に努めている部分は評価できるが、入館者数の増加には十分つながっていないとして自己評価は「4」ですが、市の評価では「3」としております。

①b 施設の維持管理業務についても、自己評価では「4」とされていますが、保守管理や清掃管理業務などは仕様書の範囲内として、修繕等についても必要部分として実施されており、優れているとまでは至らないとの判断で市の評価は「3」としております。

②利用状況については、自己評価、市評価ともに「3」ではありますが、実際に実績数値をみてみますと、年間入館者数が、H27年では6,236人、H28では5,303人と対前年比では93.3%、約10%の減となっています。入館者は減少しているものの、一方では、貸室としての施設利用件数は増加しており、H27年では15件に対し、H28では35件と2倍以上の件数になっております。この点を踏まえて良好の範囲内であるとして市の評価は「3」の評価としています。

③収支状況 a 収入状況では、自己評価で「4」ですが、市の評価は「3」としてあります。この施設では、利用料金制を適用した施設であり、指定管理料以外には、入館料、貸室の利用料が収入源となりますが、先ほどもありました、施設利用件数が増加したことでその利用料収入が増えておりますが、入館料は減っていることや、自主事業においては、支出に対して収入が見合っておらず、現段階では優れているとまではいかず良好の範囲内であるとして市の評価は「3」としてあります。

③b 収支状況では、自己評価は「4」、市の評価は「3」としてあります。自主事業を除く収支では、H28は差額269,800円の黒字ではありますが、自主事業に係る収支では361,656円の赤字となっていて、この指定管理者においては、その分は指定管理者の自己負担とされております。この点について、自主事業の収支均衡を図る必要性があることから、市の評価としては「3」とであると判断しています。

8ページにいきまして、

④運営体制については、自己評価では「5」の評価で、市の評価は「4」に下げています。団体見学やイベント時の増員対応について自己評価されているところですが、市の評価では、仕様書上の開館日の土日祝日以外でも事前申し込みにより、平日の対応をとれるようにしている点は優れていると評価できますが、特に優れているとまでは至らないと判断し、今後も体制については強化していくことが求められているとして「4」としています。

⑤a 独自の取り組みでは、地域の団体との連携し、自主事業も精力的に実施され地域に根付いてきているといった点や利用促進のためのパンフレットの作成や外国人向けの独自の対応などにより自己評価は「5」となっていますが、市の評価では、新たな事業展開を行っていく必要があるとして、評価は「4」ととどめています。

市の総合評価としては、様々な自主事業を実施しており、管理運営についても指定管理料の範囲で努力しており、全体として良好の範囲であるとして「3」の評価としております。

「旧新川家住宅」についての説明は以上でございます

◎委員長

自己評価が非常に高いのが目立ちますけども、何かご質問等ございませんでしょうか。

利用者の方は減になっているということですけども、委員の方から何かあるのと違いますか？

◎委員

利用者？

◎委員長

利用者ではなくて予算のことで。

◎委員

予算と言うか、私はちょっと運営体制が「4」で仕様書に記載されている職員配置を行うようにしていった上で「4」という評価はどうなんかな？と思ったんですけど、そのへんの運営体制で4にされている理由っていうのをもう少し明確に教えて頂けたらというところなんです。

◎委員長

いかがでしょうか？

◎教育総務課主幹

基本的に文化財施設ということに対して取扱いについては、普通の施設とちょっと特殊な事例もたくさんありまして、仕様書でこちらからお願いしている分については、基本的にはクリアかそれ以上の体制で扱って頂いております。自主事業の土日祝以外の開館におきましては、逆にその指定している以上の運営体制で努力しているということはあるので、実際、入館者数は減っていますが、その辺をちょっと勘案しまして下げなくてもいいのかなと。

◎委員

今、おっしゃっているのは、だから通常でしたら土日祝日が開館で、ただ、自主事業で平日もやっている、その中でも経営をきちんとやってもらっているから「4」という。

◎教育総務課主幹

そうですね。

◎委員

そういう意味でしたら、はい理解できます。ただ、今コメント書かれてた分でどこで「4」に評価されていたのかちょっとわかりづらかったので。疑問に思ったのでご質問させていただいた次第です。

◎委員長

ちなみに平日で何日くらい開けていますか？

◎教育総務課主幹

お手元の資料の中で事業報告書というのが、ページ数で言いますと98ページの開館日数というところに記載しておりまして、土日祝日の開館につきましては116日となっておりますが、平日の団体見学、自主事業で実施されています展覧会・教室等で115日、ほぼ同日数くらい指定管理料少ない中、開館して頂いているかたちとなっております。

◎委員長

これは、実数日数ということなんですか？

◎教育総務課主幹

そうですね。

◎委員長

ということは、年間でいうと231日は、開いているということになるんですか？

◎教育総務課主幹

そうですね。

◎委員長

ということになれば、運営体制としてはそう低くはないという評価にはなってくるかなと。ただ、アンケート内容ごとの部分がちょっと低いですね。「大変満足」、「やや満足」だけで56%、これはどう解釈したらよろしいでしょうか？

◎教育総務課主幹

アンケート調査につきましては、件数的にアンケート報告の件数が少なかったということもありまして、それでちょっと伸びなかったのかなと思っております。特に自主事業で平日にたくさん来られてなかったということもありまして、特に講座を中心に取らせて頂いていると、こういう満足度的には普通のかたちになってしまうと思っておりまして、ここは検討中で、今年度につきましてはアンケートきっちりと細かくを取るかたちで進めています。

◎委員長

通常ね、アンケートは少なかったら高く出るといのがね、いいほうに出やすいといのが多いわけですけどね。このあたりはもう少し丁寧にアンケートを取られた方がいいのではないかと思うんですけどね。さあ、他何かご意見とかご質問はございませんか？

◎委員

自主事業の採算性のことをさっき言ってましたけどね。このイベントを見ると中々難しいのか、やってほしいのかちょっとよくわからないんですけども、なんて言うか、採算をとるとなると予算がつかなければ参加者からは参加費というかたちで頂くしかないっていうのかなと思うのですが、このあたりは結構難しいものなんですか？それともちょっとやってみざるをえないというか、やるとたちまちもう集まりませんよってことなのか、そのあたりのご判断とご検討のあたりいかがなんでしょうか？もちろん、ひとつひとつのイベントごとになんていうか一般的に見えない部分もあると思うんですけど。

◎教育総務課主幹

おっしゃるとおりでして、元々、27年度以前もこの「にぎわい本舗」の方に指定管理して頂いていまして、27年度の新しい指定管理を導入した時に利用料金制にさせていただいたんですけども、やはりその利用料金制をする前のやり方が残っておるといってもありまして、今年度につきましては、利用料金制を取れる事業はきちっと取っていくということで管理者と協議をしております。

◎委員

事案ごとにわずかな金額の議論ですけど、わずかな金額でもやっぱり細かくやらざるをえないのかなと印象を持ちましたので。はい、結構な報告だと思います。はい、有難うございました。

◎委員

今の理事長さんは一時なんか体調を崩されていたと。

◎教育総務課主幹

そうです。はい。

◎委員

聞きましたけども、大丈夫ですね？

◎教育総務課主幹

はい、今は、少し体調ちょっと戻されつつあるんですけども、本来の体調ではないということをお聞きしております。

◎委員

そうですか。何をするにしてもトップがですね健康体でなければね、事業は進まないということですね。少ない予算でいろんな努力はされていると思うんですけども。私は山手に住んでいますとなかなか向こうに行く機会が無いんですね、向こうにいけば「駐車場が無い」と、そういう苦情があるんです。駐車場対策というのはどのようにされていますか？

◎教育総務課主幹

新川家住宅のですね、ちょっと海側に専門駐車場を用意はしておりますけども、ただ、大型車両については、やはり佐野町場になりますので中まで入って来れないと思うんですけど。普通車でありましたら10台くらいは普通に入ってこれるようにはなっております。

◎委員

入館者の需要が減っておったというのは、この辺りが理由になるのかなと思ひまして、今

後そういった面はもっと積極的にね、市も含めて考えていかないとあかんのじゃないですかね。

◎副市長

少し遠いんですけどね、浜手に出ますと昔のいわゆる堤防沿いの道があって、今シルバー人材センターの事務所があって、横が公共の駐車場なんです。そこは結構広いんですけども、そこから少し歩いてもらうことができればですね、相当な車の台数は入るのは入るんですけど、その辺のPRも必要かなと思います。私も行ったことがあるんですけど、イベントでこの町屋館でされる時にその駐車は使えますよというのぼりはあるんですけど、周知がちょっと行き届かなくて迷われてるようなこともありますので、そういうものも活用しながらやっていただけたらなど。

◎委員

まあ、いろいろ工夫しながらやって入場者を増やしてくと思うんですけどね。まあ、自己評価大体「4」で市の方は「3」と。役所的に考え方になるとこうなるんですね。今まで皆「3」は「3」で続きますけども、やっぱり何とかいいところばかり並べてですね、こんな努力してるよというのが一般的かなと思うんですけどね、そういう意味では、非常に正直に評価されてるなと思います。以上でございます。意見です。

◎委員長

他にございませんでしょうか？

◎委員

はい、先週土曜日にですね、雨の中、たまたまですけどもイベントを開催させて頂いて、この町屋館を使わせて頂きまして、たまたま第3土曜日で朝市ふろしきマーケットをされていて、すごく好評だというふうに思っています。それで振りかえりながら感じていることは、やっぱり新川家、この「ふるさと町屋館」をどれだけの人が知っているのかなと思うんですね。そもそも市の職員さんも半分以上の方が行ったことがない、そういう職員さんが多いのと違うかなと思うんですよ。私たちもう馴染ませて頂いて、まだ最近の話なのでいかに施設をですね、ひとりでも多くの人に知ってもらうかというのが大事じゃないかなというふうに思います。今、駐車場の話もありましたけども、本当にそう思いますけども、まずはどうやったらそこへ足を運んでもらえるのかなっていうところへんがですね、この指定管理者だけが考えるんじゃないかと、市としてどうするのかということが必要ではないかと思うんですね。まあいい施設です。確かに。

◎委員長

このあたり何かありますか？市として。

◎副市長

たしかに周知というのは難しくて、今、おっしゃるように職員でもね、行ったことがない者もあるだろうなというのが推測されるんですけども、どういうものを行っているのかということのあたりはお知らせもしながら、実はこのへんの街の散策のルートにもなっているということもあるので、そんなこともからめてですね、市の事業の中に使えないかということも検討して足を運んでもらえたらと思います。そのためには工夫もいるのかなと思

っております。

◎委員長

他何かございませんか？ ございませんか？ そうしましたら一応評価のほうに移っていきたいと思いますので、各項目ごとに見ていきたいと思います。

管理の実施状況に関連しての運營業務に関しては、一応土日祝日以外の平日もやっていますけれども、これを「4」とするか、よしとしても「3」にするかというところですが、いかがいたしましょうか？ まあ自主事業という取り組みであるというのであれば、よしとしての「3」、大いに評価するのであればやはり「4」ということになりますが、いかがいたしましょうか？ 積極的に無いというのは、市の方は評価は3ということでございますけれども。

◎委員

僕は自己評価を尊重するべきだと思います。僕は「4」としたいんですけれども。

◎委員長

今、「4」という意見出ましたけども。

◎委員

同感です。

◎委員長

よろしいですか？

そしたら、自主事業で今、115日ですか、やっていると鑑みて、これについては「4」にしたいと思います。

維持管理業務に対しましてはどうでしょうか？ これはもう大体、指定管理どおりやっているということで「3」ということでよろしいかでしょうか？

(異議なし)

では、この業務については「3」とさせていただきます。

利用状況については、これは減少してますけれども、極端な減少でもないので、これは現状維持のよしとしての「3」としてよろしいでしょうか？

(異議なし)

収入と支出の部ですけれども、これにつきましては、収入の部は、普通どおりということで「3」ということでよろしいでしょうか？ 「4」は付けにくいんですね。

(異議なし)

「3」ということでよろしく願います。

収支の方の報告では、自主事業で赤字をだしておりますけれども、指定管理料には影響を及ぼしていないということで「3」ということでよろしいでしょうか？

(異議なし)

次、運営体制につきましては、指定基準を満たしているということと自主事業をやっているということを考えたら、まあ良く考えると「4」だろうし、まあ普通といえば「3」ということになりますけれども。いかがいたしましょうか？

◎委員

「4」でいいかなと。

(異議なし)

◎委員長

「4」ということでお願いいたします。

自主事業、これもいい取り組みをしているということでこれも「4」ということでよろしいでしょうか？

(異議なし)

総合評価の方ですけども、これは、ちょっと全体を見ると、「4」は3つ付いたんですよ。

「3」が4つで、「4」が3。「4」までは付けにくいですか。「3」というのがいいでしょうね。

(異議なし)

総合評価は「3」ということでよろしくお願いいたします。以上をもちましてこの審査を終わりたいと思います。

社会福祉センター

◎事務局

それでは、一覧表ナンバー5番の合築施設となっています市立社会福祉センター及び市立老人福祉センターについて説明させていただきます。

資料4の評価シート11ページ～13ページ、資料5の評価点の主な理由書は5ページに掲載しております。

この施設については、平成18年度から指定管理者制度を開始し、現在は3クール目、平成27年度～32年度の5年間の3年目となっております。指定管理者は、これまで、同一の指定管理者を随意選定により指定しております。施設の機能としては、社会福祉団体のセンター機能と高齢者の方が集い、憩いの場としての老人福祉施設としての機能を併せ持った施設となっております。

11ページ、

2管理運営に関する評価①a施設の運営業務について、貸室業務、老人福祉センター業務、入浴サービス業務、長生会関連業務について、様々な気配りにより、利用しやすい環境を整えスムーズな運営を行っていることを良好として、市の評価は「3」としております。

①b維持管理業務については、職員に第1種電気工事士等の有資格者を配置し、その技量を活用して、軽微な点検や修繕など外注せずに自前で実施することで、経費節減に取り組んでいます。また計画的な補修に併せて、器具等の交換に際し、照明器具をLEDに変更するなど、省エネ器具への取り換えを順次実施しておられます。このような点を評価して仕様書以上の取組みとして、優れていると判断し市の評価は「4」としています。LED化については電気料金の削減にもつながっており評価できる部分であると考えられます。

12ページに移りまして、

②利用状況では、入浴サービスの利用人数は減少しているものの、全体としては、利用者数は増加傾向にあり、利用者が固定している部分もある中ではありますが、良好な状態であるとして、市の評価は「3」としております。

③収支状況 a 収入状況では、この施設は、指定管理料以外の収入としましては、会議室等の貸室等の使用料になりますが、福祉関係の利用者が多く、利用料金が減免対象となる場合が多く、それ以外の利用者のPRを行ってはいるが、収入増には至らず、例年並みとなっているため、市の評価は「3」としています。

b 収支状況について、H28年度は収入27,011,776円に対し、支出23,392,314円となり、収支差額は3,620,462円の黒字となっています。この施設は収入としましては、先ほどもありましたように主には貸室の使用料で、貸室の利用者には高齢者団体など減免対象となる場合が多く、大幅な増収は見込めない中で、照明のLED化や空調の風量調整など経費節減の積み重ねにより支出を抑えることで黒字としているところについて、仕様書を上回る業務を遂行していると評価して市の評価は「4」としております。

④運営体制におきましては、毎月職員研修を実施し、常に職員の資質向上に取り組んでいる点や法定資格者を配置し、施設運営の迅速な対応や危険防止に努めているという点が仕様書をやや上回っていると判断して市の評価は「4」としています。

⑤a 独時の取組みとしては、利用者に楽しんでもらえるよう毎年趣向を凝らして独自事業展開しており、参加してもらうことで、介護予防や引きこもり予防につながるような取組みを行っているところが、優れているとして、市の評価は「4」としています。

13ページにいきまして、

市の総合評価としましては、優れている点がいくつかあり、全体として利用者側に立った施設の管理運営が行えているとして、「4」としております。

「社会福祉センター・老人福祉センター」についての説明は以上でございます。

◎委員長

はい。なにか質問、ご意見はございませんでしょうか。

◎委員長

今、市の評価の中で、運営体制の中で、職員の研修、これ12回やってるから評価したと。いうことをおっしゃってますけれども、これはどうなのかな、福祉センターの管理のための研修？

◎高齢介護課高齢福祉係長

高齢介護課、田倉です。職員研修につきましては、社会福祉協議会の職員研修ということと人権研修実施、人権研究集会への参加といったところの研修になります。

◎委員長

これはいわゆる、社会福祉協議会の職員研修だという位置づけなんですね。

◎高齢介護課高齢福祉係長

そうです。

◎委員長

でしたら、それは通常やって当たり前の研修ということですね。

◎高齢介護課高齢福祉係長

おっしゃるとおりです。

◎委員長

だから、あまりこれは評価されるということではなくて、普通のことをやっているということにいらいますよね。だから、この法定資格者を選任されているというところなんかは、まあ評価に値するかと思うんだけど、職員研修イコールをもって評価するというのはいかがなものかなと思うので、ここでは「3.5」もしくは「3」に近いという具合には思われるんですね。で、利用者が固定している感もあるというのが利用状況の中にありましたけど、これはもう施設の性質上どうしようもないものということを考えて比較的用户数は多いほうかなというふうには思えますよね。その件についてはいかがでしょうか。

◎高齢介護課高齢福祉係長

おっしゃるとおり利用者については、固定化されているということは否めないと思うんですけども、福祉センターの利用目的ということでは、お風呂の利用ということで利用される方も結構いらっしゃいますので、そういう福祉センターの利用というよりは、お風呂を、入浴サービスをメインで利用される方は結構固定はされているようには認識しています。

◎委員長

そうしたら、高齢者の人がそうやって、入浴に来られることだけでも介護予防になるわけだから、そういう意味で評価はできると思うんですけどもね。そういう意味での評価はしたほうが良いのかなというふうには逆に思いましたんですけどもね。他の委員さんから何かございませんでしょうか。

◎委員

基本的なところで申し訳ないのですが、満足調査結果概要のところ福祉センター移転に伴う入浴サービスが廃止になるのが残念だという声が多いというのが書かれているんですけども、これはもう、利用者の声とかなんとかというよりも、根本的な運營業務の中身というかその一つが変わるといって、場所も変わるってということなんですかね。そもそも運営が大きく変わって、資料を見るとちょっと移転時期がクリアによくわからないんですけども。質問はですね、そもそもこの移転がいつなのかということと、その場所はどこか、ハードそのものが変わるということなんですかということと、それに伴って入浴サービスがどうもこれ、ご好評いただいていたものがなくなった残念だとおっしゃっていますけれども、それはなんとか存続できなかったものなのかなあとかですね今後また一時的には無理でも、何とか再開できないかという議論はないんでしょうか。というのが質問です。

◎副市長

施設関係は私のほうで、実は社会福祉センターは昭和48年の建築でもう既に44年か45年ぐらい経ってまして、耐震補強しないとダメなんですけれども、そういうことが可能なかどうかという検討の前に、別の施設がですね、これも市の事情で空く施設が出来まして、そこに移転をするということが決定しました。これは市の決定でしたものなんですけれども、そこには入浴サービスをする施設をさくことはできないので、今回、サービス

が出来なくなるということになったんですけれども、その代替えについては福祉サイドの方でも検討しましてですね、別途のことをやりますので、つまりは、あとは課長のほうから。

◎高齡介護課長

移転改修ということで、新しいところに移転します。今、副市長申しあげましたように、新しい福祉施設は、福祉センターは、お風呂はございません。それで、その代替案といたしまして市の共同浴場がございますので、そちらのほうで代替の措置ということで、共同浴場の時間の延長であったりとか、曜日を決めましてそちらのほうに送迎バスを運行しての代替ということで、そちらにつきましては市の新しい事業といたしまして、ポイント制で無料にするということで、継続して同じようなサービスが利用できるというかたちをとっております。

◎委員長

ちょっと待ってくださいね。これ老人福祉センターという、老人福祉法に基づいたセンターと福祉センターとで指定管理ですよ。で老人福祉センターはどうなるんですか。

◎高齡介護課長

老人福祉センターの形態はA型からお風呂がなくなるということでB型へ。

◎委員長

型を変えてしまうということですか。

◎高齡介護課長

はい。

◎委員長

これだけ、入浴とかで好評を得ているのにもかかわらず、その移転先にそれが確保できないために、要するに老人福祉センターの型を変えて、その部分は、入浴はまた別途で考えると。

◎高齡介護課長

共同浴場がございますので。同じように週3回利用できるころになりますし、場所は少し離れておりますので、シャトルバスを運行するというかたちになってございます。

◎委員長

今の場所って、非常に便利でいい場所にありますよね。

◎高齡介護課長

はい。

◎委員長

今度、移転先というのはどちらのほうになるんですか。

◎高齡介護課長

新池中学校の近くにございまして、少し高台のほうにございますので、その利便性の向上のために今までコミュニティバスが市内に巡回、3経路通っているんですけれども、そのうちの1経路しか今までは通ってなかったんですけれども、3経路ともコミュニティバスを巡回して、その利便性の向上を図っております。

◎委員長

それで利便性の向上になりますかね。

◎副市長

もう一つはですね、社会福祉センターの位置が上町というところにありますので、多分今通われている方はその近辺の方が多いと思うんですけども、そういった方が続けていけるように、先ほど課長申しましたように福祉センターから共同浴場に行けるバスは無料で運行しようということをやりますんですけども、それ以外に今回拡大しているのがですね、泉佐野市ではまだ市内に銭湯、いわゆる公衆浴場が民間でございまして、その4箇所の銭湯にもご協力いただきまして、毎週火曜日に無料の高齢者の入浴日を設けましてですね、近くのそういう銭湯も利用できるようにしてより多くの方に入浴をしていただけるような機会を設けようと、11月からですけれども実施する予定としておりますので、今利用されている方からすると、確かに不便にはなるんですけども、その部分はそのような施策でより広い利用を見込めたらなということをして市では対策としてやっております。

◎委員長

今聞いていましたら、老人福祉センターセンターが質の低下をするようなことを考えていらっしゃるんやなという印象が強いですね。ただお風呂に入れればいいということではなくて、お風呂へ来たそのあとまた何か一緒に交流をすとかですね、色んなことをして帰られてるはずなので、移ったことによって、必ずこれ質の低下を起こすという、そういうことにつながってくるんじゃないかなという具合には思いますけどね。

◎副市長

従来どおりの利用者が、市立の共同浴場2箇所ありますけれども、そこを利用されて継続されるかどうかというのはちょっとまだ見ていかないといけないのかなあというふうには思っております。おっしゃるように、今まで福祉センターの中では入浴サービスができたということからすると、その部分についてはできなくなるという側面はある程度わかった上での今回の移転ということになりました。

◎委員

議会としてもですね、苦渋の判断でして、全体的なことも考えるとやはりそうせざるを得ない状況にあったという理解の中で、しかしながら、その質とかサービスとか落とさないようにというところで、風呂についてもそういうことをしていく、サービスについても、職員の質もこれからも一層高めてくというようなところで、私ども一定理解させていただいて、そういう判断にいたったと。私たちはそれはもう、いたしかたないという事情の中でのことであってでも、よりこれを契機にというか、節目にですね、もっとこうよりサービスを高めしていく、質を高めていくということでの期待をしてるところなので、これはもう仕方ないところなのかなと判断させていただきました。

◎委員長

はい。これ以上この議論をしたってね、変わらないですので、他どうぞ。

◎委員

あそこの施設を使っているのが我々長生会の会員、あるいはそれ以外の方です。私もほぼ毎日、あそこの一室にうちの事務局があるんですけれども、ほぼ毎日通っております。ボランティアで通っております。それで感ずるのは、非常に運営、それから整備、これはもう完璧に近いなと私はそう思っています。ここに「4」ですかね、そう書いてますけども、むしろ「5」にあげたいなというぐらい立派に、毎日みとったらそういう感じです。

それで今おっしゃった風呂なんですけれども、48年にできて、それが条件で付けたのかどうか知りませんが、当時はまだ銭湯通い40年代ぐらいはね多かったと思うんです。今これだけ時代が進んで30年、40年経ちますと、ほとんどのアパートにしてもですね、風呂がついている。また自分ところに風呂がある。そういうことで、当時からみたら一定の役割はもう終わったのかなと、私個人的にはそう考えてます。それで、入浴にくる方たちの意見をききますと、家に風呂があるのにわざわざ向こうへ行く。それは、風呂が目的じゃないんですね。一つのコミュニケーションの場、風呂入ってそのあと、テレビある、マッサージ機ある、懇談、雑談できる。そういう場を求めて来てるんだなと。だから、風呂がもしなくても、そういう場を作ることが、やっぱり担当課の役割かなと思いますね。それだけ、私の個人的に意見として申し添えます。

◎委員長

その他ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

◎委員

移転ということなんですけれども、今ある建屋は取り壊すということになるんですかね。

◎副市長

まだ、正式な結論までは出ていないんです。

◎委員

今後の利用とかはどうなるのかなと思ひまして。

◎副市長

基本的には市の今の財政状況から考えますと、遊休財産は売却していくということなんです。

◎委員

方向性はまだ具体的には決まっていないと。

◎副市長

実はまあまだ建物も残っておりますので、どういう形態で、例えば売るにしても、市で解体して売るのか、いや建物付きで売るのか、そんなところもまだ正式には決まっていないんですけれども、方向としては、遊休財産であるならば、売却していくということになります。

◎委員

はい。わかりました。

◎委員長

委員何かございませんか。

◎委員

私はまだ、あまり利用回数がないのでね。施設自体はあまりわかりませんが、やはり実際使われてる方の意見というのは、参考にしていただきたいなと思います。それぐらいです。

◎委員長

はい。特にあと質疑がないようでしたら、評価のほうに移りたいと思いますがよろしいでしょうか。そしたら順番にみていきたいのですが、運營業務、管理実施のほうの運營業務ですが、これは、指定管理どおり行われているということでよしということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それから、維持管理のほうは、管理者など有資格者なども全部おいてやっているというようなことで、これはもう市の評価と同じく「4」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

利用状況は、だいたい同じような推移をしておりますということで、これは「3」ということでよろしいでしょうか。まあ評価には値しますけども「3」ということで。

(異議なし)

収入の状況、これもまあ使用料の免除の関係があつたりしますけども、「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

収支のほうにつきましても黒字化してるということでこれは「4」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

人員配置に関しましては、これはまあどうでしょう、私は「3.5」と申しましたが、利用者満足度は高かったみたいですけど、「4」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では「4」ということでよろしく願いいたします。独自事業に関しましては、色々な種類のサービスを行っているということで、これもまあ「4」ということでよろしく願いいたしますでしょうか。

(異議なし)

総合評価ですが、ほとんどが「4」という数字がついておりますので、総合評価も「4」ということでよろしく願いいたします。どうも有難うございました。

かんがい排水施設

◎事務局

それでは、一覧表のナンバー4のかんがい排水施設について説明をさせていただきます。資料4の評価シート9ページ～10ページ、資料5の評価点の主な理由書は4ページに掲

載しております。

この施設は、土地改良法に基づき設置される、農業用水を引くための、ため池、堰、パイプライン、それらを制御する事務所などからなる総体を指す施設であります。大阪府によって設置された施設であり、その利用範囲が田尻町に及ぶため、泉佐野市が公の施設条例を制定し、管理主体の形式をとっております。本来、泉佐野市域内のみの施設である場合は、その市域の土地改良団体が直接管理を行う、いわば、農業用水利用者による、農業用水利用者のための、農業用水利用者の施設でございます。平成18年から随意選定による5年間の指定管理が開始されまして、現在3クール目、平成27年度～平成31年度の5年間の3年目となります。

9ページ、2管理運営に関する評価①a 運營業務については、年間を通じて、円滑な農業用水の供給が行えたとして、市の評価は「3」としております。

b 維持管理では、例年通りの施設設備の保守点検等を行うことができ、老朽化したパイプラインの保全計画に沿って、良好な施設の維持管理に努めていたとして、市の評価は「3」としております。

②利用状況は、H28の降雨状況は前年に比べて少量でありましたが、節水制限による対応などにより、全体として安定的な用水の供給が出来たことで例年どおりの米の収穫につながったことを良好として市の評価は「3」としております。

③収支状況 a 収入状況になりますが、この施設では、収入は、主には利用者からの水の利用料金や各水利組合からの負担金等で賄われており、市からの指定管理委託料はございません。利用者からの利用料金については、例年通りの収入となったことから、市の評価は「3」としております。

b 収支状況でとしましては、支出に併せて、収入部分において利用料金で賄われない部分を本体である用水運営協議会全体からの基金繰入金で均衡を図るといった運用としていますが、全体として必要経費の軽減に努め、支出を抑えたことで、基金繰入金の額も前年と比べて少なくなっており、良好な運営状況であるとして市の評価は「3」としております。

④運営体制では、通常3名の人数からH28年度は1名人員不足となっていたため、運営に支障をきたしているとして、自己評価は「2」の評価となっておりまして、市としましては、用水の安定供給という最終的な目的への影響はなかったものの、運営体制として良好に維持するために妥当な人員の確保といった点から、「2」の評価としております。

⑤独自の事業につきましては、節水対策として水利運営委員会の設置により運用協議等を行って安定的な用水の供給を行ってきたとして、市の評価は「3」ということでしております。

市の総合評価としましては、H28年度においては、降雨量が少量であったり、人員不足あったことなどもありましたが、結果的に用水の安定供給ができ、米の収穫につながったというところで、問題なく良好な管理運営ができたと判断され、市の評価は「3」の評価としております。

「かんがい排水施設」についての説明は以上でございます。

◎委員長

はい、ありがとうございました。ご質問等ございませんでしょうか。

◎農林水産課長

農林水産課課長でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。事務局の説明の補足資料としまして、あのパンフレット等お渡ししますので、それでご覧いただけたらと思えます。今から配布します。

◎委員

あの、今日遅れた理由を説明してください。

◎副市長

順番をちょっと入れ替えております。

◎委員

台風で遅れたと想像するんですけど

◎事務局

その点について、ちょっと順番につきましては、先ほどの社会福祉センターの高齢介護課さんのほうの都合でちょっと午前中、早い段階の方がいいということで事務局の調整不足でして、もともと農林水産課さんの予定だったんですけども、先に社会福祉センターにやっていたというところでございますので、その点ご了承をお願いします。

◎委員

はい、わかりました。

◎委員長

よろしいでしょうか。

◎農林水産課長

どうぞよろしくお願いいいたします。着座して説明させていただきます。泉佐野市の用水運営協議会が管理しておりますこのパンフレットを、見開きを見ていただけたらと思うのですが。よろしいでしょうか。この資料で泉佐野市の用水運営協議会が管理している施設の全体を表現しております。その中で真ん中の空港連絡道路、真ん中に走っているのですが、その和歌山側、和歌山側の少し右側にあります新滝の池というのがここに表現してございます。そして新滝の池から赤い線、青い線がつながっておりますが、この赤い線、青い線が農業用パイプライン、これを道路の地面の中に埋設しております。そのルートがここに書かれております。これらの施設を総称してかんがい排水施設というふうに言ってございます。そして、空港連絡道路の大阪側、北側につきましても同じく昭和47年度から農業用水合理化事業ということで同じようなかんがい排水施設を作っておりますが、この区分につきましては、指定管理の施設ではございませんので、ご了承いただきたいと思えます。説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

◎委員長

ではご意見をどうぞ。ございませんか。

◎事務局

施設の概要については先ほど担当課さんから少し詳しく説明をいただいたのですが、評価

については先ほどご説明させていただいた内容となっておりますので、こちらの内容でご審議をよろしく願いいたします。

◎委員長

何かご質問はございませんでしょうか。

◎委員

この指定管理者の用水運営協議会という協議会というのはどういった方々で構成されているのですか。

◎農林水産課長

はい泉佐野市の土地改良区、6つの土地改良区と3つの水利組合、そして、田尻町の方の水資源対策協議会、JA大阪泉州、そして田尻町、泉佐野市が会員となっています。

◎委員

この運営協議会の中に供給される側の方々もこの中に入っているということですね。

◎農林水産課長

はい。主に農業者。

◎委員

農業者？当事者？

◎農林水産課長

そうです。はい。当事者が運営しています。

◎委員

今、農業者の担い手の育成も頑張ってもらっています中で、耕作放棄地とか農地の中でも農業されておられないところとかですね、農業が廃れるようになってきている中で、要は何を言いたいかというと、全体的に農業用水が供給が本当にされているのかどうかということですね、一部のところではきちんと供給されていないというようなところもあるようにも思うんですけど。その辺りはどうですか。

◎農林水産課長

新滝の池を親池とするパイプラインの受益地といいますか、田畑に水を配る場所を受益地というんですけれども、そこの地域で申しますと、土丸水利、それと泉佐野市上之郷の土地改良区の受益地、そして、泉佐野市の長滝土地改良区の受益地、泉佐野市の安松土地改良区の受益地、樫井地区の水利組合、岡本地区の水利組合、それと田尻町の一部の協議会が関係するところの受益地に水を供給しております。それと先ほどお話がありました「供給されていない」というところにつきましては、例えば日根野土地改良区であったり、稲倉池土地改良区であったりというところは先ほどお示ししました農業用水合理化事業の資料、昭和47年からの同じようなパイプラインを埋設した事業によってそちらのほうの受益地は賄っております。

◎委員

全体的には行き渡っているということ。

◎農林水産課長

行き渡っているものと考えております。

◎委員

そこからどうなっているのかということもありますが、この事業としては行き渡っているんですね。

◎農林水産課長

はい。

◎委員長

人員配置で支障をきたしているということですが、これはすでに解消されているのですか。

◎農林水産課長

今年度は3人体制になってございます。

◎委員長

4月からですか。28年度は欠員の状態だったということですね。

◎農林水産課長

はい。

◎委員長

何か他に質問はございませんか。

◎委員

パイプラインであるとかですね、堰であるとかというのは、これは市の行政財産でしょうか。

◎農林水産課長

パイプラインにつきましては泉佐野市の施設となっておりまして、その他の施設につきましては大阪府の施設、それらを一体に利用する、そのことでかんがい排水施設と位置付けてございます。

◎委員

それはここに書いてある釜滝井堰なんかは府の施設。

◎農林水産課長

釜滝井堰は地元の土地改良区の施設となります。

◎委員

ちょっとよくわからなかったのですが、この施設の維持管理業務の中に、かんがい排水の保守・修繕の実施と出てきまして、従ってこのパイプラインについて市の施設についてこの指定管理者が修繕しているということになるんですかね。この費用はどうなっているかと思うわけですが。この配付の資料を見ますと莫大な金額でないまでも費用負担はされてるようですが。指定管理者側が費用負担するということになっていたんだと。気になるのは、金額的には馬鹿にならない金額とは思いますが、大規模修繕みたいなことにならないものなのか、それはそんなに老朽化なんて気にしなくても永久的施設ということなのか。

◎農林水産課長

それは現在、突発的に起こるどうしようもない、今すぐ直さないといけない小規模的な修繕費用は協議会の方が全面負担してもらっていますが。

◎委員

言わば軽微な修繕でしょうか。

◎農林水産課長

はい。軽微な修繕につきましては。大きな将来的にも更新も視野に入れたような事業につきましては、大阪府が事業主体とする土地改良事業を導入して大阪府の費用として補助事業を実際やっています。老朽化対策として特に漏水とか破裂云々とかあった場合にですね、大規模な損害等がでるところについては、事前に調査して補助事業の活用をしています。

◎委員

府と一体という動きというのは今、あるということですか。大規模な施設の更新とかですか。

◎農林水産課長

施設の延命化をはかる事業を導入してございます。

◎委員

そこがちょっと気になったのですが、この遠大な施設で永年になると。

◎農林水産課長

もともと大阪府の事業主体として作った施設でして、我々協議会が維持管理していく施設でございます。大阪府もそういった当初からの関わりがございましたので、施設の延命についても大阪府の協力を得て事業を進めていきたいと思っております。

◎委員

その費用の負担をしていただけるという前提での話だということですか。

◎農林水産課長

はい。

◎委員

わかりました。

◎委員長

他にございませんか。

◎委員

よろしいでしょうか。教えていただきたいんですけども、運営体制で事務職員2人体制で1名減というところなんですけども、収支状況をみていましたら人件費自体は前年度から増えてますが、この関係性でどう考えたらよろしいでしょうか。資料の4の9ページですね。

◎農林水産課林務耕地係主査

すみません。申し上げます。平成26年度、ちょうど3年前は3名でした。それまで3名体制で変わらず行っていました。平成27年度ですね、ちょっと2名が実質急に辞められたことがありまして、平成28年度が1人採用したので2名ということで、2年前から換算すると1名増えているということで、人件費が上がっているという昨年度との対照となります。

◎委員

27年度は1名ということですか。2名急に辞められて。

◎農林水産課林務耕地係主査

はい。6月までということになります。

◎委員

ただあれですよ。また、今後増えるということなんですよ。3人に。

◎農林水産課林務耕地係主査

今29年度4月から3名体制です。

◎委員

人件費も増えていくということですね。29年度はどれくらいになるのですか。

◎農林水産課林務耕地係主査

26年度までの3名体制で約600万円の人件費がかかっております。

◎委員

ちなみにそれを賄えるというか負担金、繰入金が来年度以降増えてくるということではないですか。

◎農林水産課林務耕地係主査

バランス的には、今先ほども申しましたとおり突発性の事故等もあります。ですので支出額が大きくなる時もあれば、何もなく修繕等が行われない場合もありますので、そこらが、増減がは多少でるかと思えます。

◎委員

もし不足が出てきたら負担金等で繰入金で補てんするという事です。

◎農林水産課林務耕地係主査

はい。

◎委員

はい。ありがとうございます。

◎委員長

他ございませんでしょうか。

◎委員

同じく、維持管理のところですね、「2」なんですけど。現場管理者を配置したことで、パイプラインの急な事故に対応し、地元にも評価を得ているということ。運営体制を良好に維持していくための妥当な人数確保を期待するということですが、これは改善されたということですか。

◎農林水産課林務耕地係主査

はい。現在、局長1名と技術職が1名、事務1名ということで、26年度までの3名体制でこの4月以降はなっています。

◎委員

わかりました。

◎委員長

他はございませんでしょうか。まああの大きな修繕とかが無い限りは、まだなんとかやっ
ていけるけどもということでしょうかね。

◎農林水産課長

はい。また、大きな修繕とかがありますと大阪府さんと協議しながら、事業をまた導入し
て対応させていただくということになります。

◎委員長

ちなみにその前の2名辞められたというのは、何か理由があるのですか。

◎農林水産課長

1名は65才で代わりが、補充がなかったということで、1名はちょっと家庭の事情で辞
めたと聞いております。

◎委員長

はい。人材だけは安定的に確保しておかないとやっていけないと思います。

◎委員長

他なにかご質問はないでしょうか。無いようでしたら、評価のほうに移っていきたくと思
います。

管理運営体制のほうで運営業務のほう、これは通常通りやれているということで「良い」
ということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

維持管理業務の方も今の説明で「よし」とするでよろしいでしょうか。

(異議なし)

「3」ということでお願いします。

利用状況についても、よしとするで「3」でよろしいでしょうか。

(異議なし)

「収入状況」についても、会員等の関係でこれも「よし」ということで「3」でよろしい
でしょうか。

(異議なし)

収支の方も、一応人件費が増えるとかがありますけども繰入金等で対応するという
ことで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

人員配置につきましては、ちょっとこれは1名減ということなので市と同じく「2」とう
ことで、よろしく願いいたします。

(異議なし)

それから独自事業につきましては、これは「よし」とするという
ことで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

総合評価の方はおしなべて「3」でしたので、「3」ということでよろしい
でしょうか。

(異議なし)

はい。そうしましたら、総合評価のほうは「3」させていただきます。
以上をもってかんがい排水施設の審査を終わります。

<休憩>

りんくう中央公園

◎委員長

そうしましたら皆様お揃いですので、午後の部を始めたいと思います。午後の部の一番目はりんくう中央公園についてということで事務局から説明をお願いします。

◎事務局

それでは、一覧表のナンバー6のりんくう中央公園の説明をさせていただきます。資料4の評価シート14ページ～16ページ、資料5の評価点の主な理由書は6ページに掲載しております。

この施設は、りんくうタウン内に大阪府が整備、市に移管を受けたもので、施設としましては、野球の利用も可能な15,000㎡のグラウンド1面とテニスコートが5面、フットサルコート2面などの体育施設、その他健康遊具広場やドッグラン、駐車場の運営施設でございます。平成18年度から指定管理が開始されまして、これまで公募により同一指定管理者によるものとなっております、現在は3クール目、平成27年度～32年度の5年間のうち3年目となります。

14ページにいきまして、

2管理運営に関する評価①a施設の運營業務では、年間ほぼ休まず営業しておりまして、日照時間に合わせた営業時間を取り入れる等、利用者へのサービス向上に努め、良好な状況であるとして、市の評価は「3」としております。

①b施設の維持管理業務では、H28年度は、通常の保守・点検・補修などに加えて、大規模な修繕として、テニスコートの防風ネットの張り替えを行い、より利用者が使いやすい環境を整えたという点が優れていると評価し、市の評価は「4」としております。なお、この大規模改修につきましては、毎年、経常予算から積立てを行い、積立金を使用して、市と協議の上、実施することとなっているものです。

15ページに移りまして、

②利用状況では、テニスコート、フットサルコートでは、前年度と比較して、稼働率は若干増加しております一方、グラウンドの稼働率は、減少しております。全体の利用者数としましては、H28年度は85,786人、H27年度は83,111人、H26年度は83,878人で、増加傾向にあることから、良好な状況であるとして、市の評価は「3」としております。

③収支状況 a 収入状況ではグラウンドの利用者数、稼働率が減少となっている一方で、駐車場、テニスコート、フットサルコート、自主事業、すべてにおいて若干の増収となっております、全体としては、H27年度25,756,702円に対し、H28年度26,479,458円で722,756円、2.8%の増収となっており、良好な状況であるとして、市の評価は「3」としております。

b 収支状況では、修繕費など毎年必要となっている中で、経費の節減により、H28年度は収支としては785,999円の黒字となっており、良好であるとして市の評価は、「3」としております。

④運営体制では、利用客の変動に対して即対応できるような体制を整え、利用者のニーズに合わせた適切な人員配置を行っており、良好な状況であったこと、また、管理担当者を仕様書どおりに配備できたので市の評価は「3」としております。

16ページに移りまして、

⑤a 独時の取組みとしましては、公園施設を活用した各種教室の開催やイベントの誘致など様々な自主事業に積極的に取り組んでいる点は評価できますが、参加者数が少ない事業もあり、今後は参加者を増やす検討が必要であるとして、市評価は「3」としております。市の総合評価としては、利用者ニーズへの対応や自主事業の積極的な取組みなどもあり、全般的に概ね良好であり、評価は「3」としてはいますが、独自事業については参加者の少ないものについては再検討を行うよう所見としております。りんくう中央公園についての説明は以上でございます。

◎委員長

はい。何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

◎委員

りんくう中央公園は売却していくんですね。

◎道路公園課長

グラウンドの方になりますけども、市で売却していく予定です。

◎委員

時期は。

◎道路公園課長

時期は、今聞いていますのは年内に売却の募集を開始して、実際の契約は多分来年度の当初頃になるかなと思います。

◎委員長

はい。何かございませんか。

◎委員

何を売却されるのですか。どういう理由で。

◎市長公室長

市に移管された公園なんですけれども、今般、南部公園の方を整備しておりまして、樫井ところになるんですけども。

◎委員

橋を越えたところですか。

◎市長公室長

はい。川のすぐそばなんですけれども。そういう意味ではそこで野球場、正式に野球、公式の野球ができるような、「こうしき」はあの正式な大きさの球場も出来ますし、テニスコート等も整えるということで、そういう意味では公共施設の再配置みたいな感じになるん

ですけれどもね。こちらのりんくう中央公園のほうを一部閉鎖して、南部公園のほうで設置したほうがいいんじゃないかということで、そういう計画をしておりますので、おのずと売却となりますが、りんくうタウンの中ですのでいろいろ人がもっと集えるような施設とかを誘致できたらというようなことを考えているということでございます。

◎委員

ホテルとか誘致して建てられるという状況になるわけですね。

◎市長公室長

ホテルとかも立てれる場所です。アウトレットのすぐ隣ですのでそれは可能です。

◎委員

はい。わかりました。

◎委員

この評価について、これまでの評価ということと合わせて今後の期待と言う意味も含めて評価するわけですから、今後はどうしていきたいという説明があったので、どうなのかというところなんですけど。今後のことも言うておいていただかないとちゃんとした評価というのができないですね。その点だけ指摘しておきます。

◎委員長

少し整理しますね。ここで現時点で指定管理をしている上での評価ですからね。ちょっとさっきの売却の話とこの話とは別として、この指定管理がきちっと出来ているかどうか、ここを評価するということで少しちょっと売却の話は横へ置いといてということでお願いしたいという具合に思いますので、ただ、これが今年度限りということなんです。結局は。

◎道路公園課長

公園全体としては、公園とテニスコートもでございますので、グラウンドに関しては売却をさせていただくということです。

◎委員長

公園とテニスコートは残るんですね。

◎道路公園課長

指定管理の範囲としてグラウンドだけが違うということでございます。

◎委員長

はい。わかりました。そしたらグラウンド部分は売却という手続きに入るみたいですけども、それ以外はテニスコートとかそういったものは残るんだということで評価をするということをお願いしたいと思います。

◎委員

委員の向井でございます。これも評価の対象外になるかもしれませんが、今のグラウンド処分とのからみで、駐車場はどうなるのですか。駐車場はそのままになるのですか。

◎道路公園課長

グラウンド側にも駐車場がございまして、そちらの方も同一敷地内という形で、売却の予定でございます。

◎委員

今、やられている駐車場事業収入が年間 800、900 万円弱くらいね、あるようなんですが、それが全部無くなるということなんですか、それとも一部が、グラウンド側の駐車場の一部が無くなるだろうということなんですか。

◎道路公園課長

今試算していますのは、そちら側のグラウンド側の駐車場の収入で約 400 万円、テニスコート側に規模は小さいですけど駐車場がございますのでそういうかたちです。

◎委員

それでは一部は残るし、一部はなくなるということですか。

◎道路公園課長

はい。

◎委員

わかりました。

◎委員長

はい。他何かございませぬか。全体としては収入がアップしたり、収支の方も安定はされてるといふこととか、体制のほうも指定する管理上のおりやっているとございませぬけども、全体としてはそういう良好なかたちではあるようには見えるのですが、ただ、今後売却が進んでくると、そこに何がくるかということによって、また様変わりする可能性があるわけですね。

◎市長公室長

ちょっと申し上げますと、確かにこのままこの施設をこのままのかたちで続けるというのは、収支上では中々難しくなってくるということになりますと、やはり今、指定管理料ゼロ、市から出していないんですね。向こうの利益分というのがあるれば、それは施設整備に充ててくださいということで、協定書上、積立てを少なくとも 100 万円やってもらうというのは記載しているわけなんです。これがそしたら収入がなくなるとですね、仮にこのまま続けようとしたら、こちらから逆に指定管理料を払わないとあかんというふうなことにもなるといふことかなということなんです。それが今担当課長が申し上げたように収入がどうなるかはまだわかってませぬので、そのへんのところは、収支については改めて考えさせて頂くということになろうかというふうに思います。

◎委員長

今の件もありましたがいかがでしょうか。

◎委員

あの、私、利用側、特に体育関係でりんくう中央公園にはいかしてもらってますけども、色んな修繕関係でかなり意見がでていまして。施設がかなり老朽化して、ここにも載っていますけども、その対応というのはスムーズに出来ないのですか。例えば利用者からね、こういうところ危なかったとか、こういうとこ直して欲しいなあ、というような意見があれば、それがすぐに対応できるのでしょうか。それはね、何故こんなことを申しますかと

いうとスポーツ推進課の体育館のほうへ要望が行くらしいんですよ。ところがここの管轄は違うんですよ。

◎道路公園課長

テニスコートとかのお話でしょうか。

◎委員

と思います。おそらく。

◎道路公園課長

テニスコートもおっしゃっていただいておりますように、年数がかなり経っていますので、修繕のほう、先ほども言いましたけども、防風ネットを直すとかになると思うんですけど、やはり大規模なリニューアルがおそらくいつてくるかと思っていますので、その際は別途市のほうの修繕を考慮する必要があるかと思っています。

◎委員

ここにも小規模修繕となっておりますけどね。僕の聞いた範囲ではベンチの木がちょっと傷んでいて、それを利用した時に危なかったとか、そういう意見だと思います。利用者が言う場合に僕らからしたら小規模ですよ、それがすぐに出来るのかなあと。

◎道路公園課長

そういうベンチが傷んでいるとかいうことに関しましては、日々対応はしていると思うんですけども。

◎委員

維持管理ですから、事故と言っておかしいけども、そういう事柄がある前に、維持管理するような感じではないのですか。

◎道路公園課主幹

点検は、常駐でやっています。剪定とか除草など随時やっていますし、施設関係もやっています。至らない点がないか市からも定期的に月1回程度確認を行っています。

◎委員

はい、わかりました。

◎委員長

はい。何かございませんか。

◎委員

私の方で1点なんですけど、利用者の満足調査で「電話での予約ができるように希望」と書かれているんですけども、できないのですか。対応とかされてるとか、そういう予定とかないのですか。不便だなと思ってしまうんです。これを見ると。多分その場に行かないと予約できないことなのかなと思うんですけども。

◎道路公園課主幹

電話の場合、行き違いがあり、過去にトラブル等があったということで、本予約というのは、書面で出してもらおうということに基本なっています。現在、仮予約は、ネット上でもいけるんですけども。お金の支払い、決済はついてきませんので、ネットで仮予約、本予約は窓口を通じてというかたちになっています。

◎委員

仮には予約できるんですね。本予約でお支払の時は自分で窓口に行くということですね。

◎道路公園課主幹

はい。そうです。

◎委員

理解できました。ありがとうございました。

◎委員長

はい。ございませんでしょうか。特にないようでしたら、評価の方に入りたいと思います。管理実施状況の「管理運営体制」のほうで運營業務に関しては、指定の仕様に沿ってよしということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。維持管理業務については、防風ネットの張り替え等を実施等ということがございましたので「4」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

利用状況につきましては、グラウンド利用は減少しておりますけれども、他の部分を含め全体をおしなべて増加ということで、これは「3」でよろしいでしょうか。

(異議なし)

収入状況につきましては、これも昨年度に比べて増収ということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

収支の方の状況につきましても、黒字化してるということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

人員配置については、規定通りやっているということで「3」とうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それから独自事業につきましては、何らかのかたちでは取り組んでおられるということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

総合評価の方はおしなべて「3」という評価がでておりますので、最終の総合評価も「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。そうしましたら、それでは「3」ということでさせていただきます。

そうしましたら、これで行く中央公園についての評価を終わりたいと思います。

地場産業支援センター

◎委員長

そうしましたら泉佐野市立地場産業支援センターについて始めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

◎事務局

それでは、一覧表のナンバー7番の地場産業支援センターの説明させていただきます。資料4の評価シート17ページ～20ページ、資料5の評価点の主な理由書は7ページに掲載しております。

この施設は、もともと府立の施設でありましたが、泉佐野市が移管を受け、平成21年4月より、公募による指定管理者の選定で指定管理制度を導入しております。地場産業であるタオル製造業をはじめとする繊維産業の振興を図るための支援施設で、タオル製造設備、試験検査機器の利用と貸室等施設の利用により地場産業であるタオル・その他繊維産業を支援するものでございます。指定管理の期間は5年となっております。現在は同一の指定管理者により平成26年度～平成30年度の5年間とした2クール目の4年目になります。

17ページになりますが、

2管理運営に関する評価①a 施設の運營業務では、地元タオル製造企業の製造関連設備や試験検査機器の利用、貸室の利用、泉州タオルの展示を推進するなど、また、併せて市民や一般企業の見学などを促す積極的なPR活動など、良好な運営行っているとして、市の評価は「3」としています。

b 施設の維持管理業務では、施設や機器の定期点検は計画どおりに実施され、施設清掃を指定管理者自身で実施し、定期的な植木の剪定を行うなど、施設内外について維持管理については、良好な状態であるとして市の評価は「3」としております。

18ページに移りまして、

②利用状況では、直近3ヵ年のみで実績をみますと、減少傾向にあるものの、昨年度との比較では、H27年度1,595人に対して、H28年度は1,522人で差引73人の減で、若干の減少であり、この施設に関しては、指定管理となるH20の直営時には1,000人強の利用者数であったところ、指定管理以降、高水準を保ち、前年比による判断基準で、毎年「4」の評価とされてきた経過もあり、今回は微減ではありますが、指定管理開始当初に比べ高い水準を維持していると判断して、市の評価として「4」の評価としているところです。

③収支状況 a 収入状況では、前年からの繰越金があったことから、前年比で204,303円の増加となっておりますが、使用料だけでみると、前年比で5,300円の増と若干の増であるため、良好の範囲内であるとして、市の評価は「3」としております。

b 収支状況では、H28年度収入は2,537,970円、支出が1,961,458円、収支差額は576,512円のプラスとなり、前年と比較して、H27年度収入2,333,667円、支出が1,945,799円で収支差額387,868円のプラスで、収支差額の前年比では、188,644円の増加となっております。効率的な運用により支出の抑制に努め、優れているとして、市の評価は「4」としております。

19ページに移りまして、

④運営体制としましては、計画どおり5名の人員体制により管理運営を実施しており、仕

様書に適した良好な配置運営であったとして、市の評価は「3」としております。

⑤a 独時の取組みについては、地場産業の進行のため、新商品の開発や各地での展示会開催により、泉州タオルの販路拡大に積極的に取り組んでいる点、また地元の小中学生の見学や就業体験の受入れにより、次の担い手の育成に取り組んでいるところを評価して、市の評価は「4」としています。

評価シート20ページにいきまして、

市の総合評価としては、地場産業である「タオル産業」を盛り上げるため、積極的に様々な取組みを展開しているといったことや、利用者アンケートでも良好な意見が多いことから、評価「3」としております。

「地場産業支援センター」についての説明は以上です。

◎委員長

はい。何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

◎委員

今、向こうの現場では工事中ですか。

◎まちの活性課参事

あっそうですね。今年度の予算で屋上の防水工事と外壁の方させていただいております。

◎委員

この予算はどこから。

◎まちの活性課参事

市からです。

◎委員

市から。ここには関係ないということ。

◎まちの活性課参事

そうですね。指定管理委託料には入っていません。大規模改修となりますので。市の方で予算措置をしております。

◎委員

雨漏り、施設の老化ですね。

◎まちの活性課参事

そうですね。雨漏りが一番激しくございまして。

◎委員

どれくらいかかります。

◎まちの活性課参事

予算的には5千万ほどでしたけど、実際、落札の減によりまして、3千万強くらいにはなっています。

◎委員

もう一点すみません。前段でも申し上げましたけども、現場がわからないとね。中々立ち寄りにくいところです。大阪府の持ち物であった当時からですね。向こうでは貸部屋もあるそうですね。これを見ると。どういう部屋なのかということもこれ見る限りではわから

ないですね。というのがうち移転するでしょう、長生会連合会。福祉センターがダンバラのほうへいくでしょう。距離が遠いことが一つ、遠くても部屋の取り合いでですね、過密なんですね。そういう時にこの部屋が一時間いくらぐらいかで借りれるのであればね、近くですから市場町から。そこでクラブ活動、週に何回、あるいは週に1回、出来るんだったら出来るようにね考えてみるのもいいのかなと。今日この場でみて初めて分かったんです。前段で申し上げたように現場を踏んでからこの会議にね、入った方がより色々と多角的な意見が出るのではないかとこのように思った次第でございます。

◎委員長

はい。その他ございませんでしょうか。

◎委員

収支状況ですけども、人件費の分について、大阪タオル工業組合が全額負担と書かれてまして、一方で人員の適正な配置について5名ほど適正配置をしているかと思うんですけど、この関係はどうなのでしょう。

◎まちの活性課商工労働観光係長

指定管理の提案の時に、メンテナンス部分だけで人件費はもういいですよと提案を頂いているという状況なんです。もともと大阪府の研究施設のところで、そのへんの経過もありまして。

◎委員

一定の補助金とかで違うかたちでお金が出てるのかどうなっているのかと思ひまして。人件費負担が全然払われていない中でこれ、大阪タオル工業組合さんが指定管理されてるんですけども、ただ単なるボランティアのように見えてしまうんですけど、この辺りどう考えておられるんですか。

◎まちの活性課商工労働観光係長

府の研究、タオル産業の研究、新技術の研究とかっていう研究所であった、府の時はそうだったんですけど、ただ、タオル産業が衰退していき研究量も減ってきて、府の方では施設見直しとなり、廃止という話が出てきまして、その時にこのようなタオル組合さんを中心に、それまでは技術的なよりどころみたいなので施設を利用されてたので、無くなるのは困るということで、府のほうにまずお話をした。その経緯で市に移管となったんですけど、その時に府からも利用率を上げないと移管も難しいという話でタオル組合さんも府の施設の段階の時に色々利用して行って、最終的には市に移管されたんです。市としてもできるだけ利用率上げないといけないということで指定管理に出させて頂いた時にタオル組合さんもそういう廃止になった時の経緯もあるので、人件費を入れるとなかなか厳しいような委託料だと思いますので、移管の経緯があるので人件費のところは自分のところだと。もともと運営とか組合さんでやっているところなので。

◎委員

施設がということ。事務所？

◎まちの活性課参事

付け加えていきますと、指定管理と一括して活用するという事で大阪タオル工業組合さ

んの事務局も事務所として使われておりまして、その部分は指定管理と別で切り離して、行政財産目的外利用というところで、その部屋代を目的外使用料として徴収させていただいています。

◎委員

年額いくらですか。

◎まちの活性課参事

年額44,500円で。その組合の事務的な機能も兼ね備えているということで、先ほどの5名の人数は多いということでしたが、その人は事務所の運営も行っているということです。そういうような運営の仕方をしているということです。

◎委員

これって公募ですか。

◎まちの活性課参事

公募です。

◎委員

これですと、多分ここでしか申し込めないですよ。こういう条件ですと。

◎まちの活性課参事

もともと府から移管を受ける時の施設自身が繊維産業というか、そういう技術の研究所なのでおっしゃる通り、そんなとこしかとれない。

◎委員

条件としては。

◎まちの活性課参事

当時の話では、説明会をして他の事業者が聞きにはきていたみたいですけど、実際は申請には至らなかったと。一番当初は21年度の指定管理に入っていくときにそういうかたちであったと聞いております。

◎委員

独自事業の中で、今お話しを聞いて見えてきたのですが、製造設備試験検査機器の利用という日本語が、何を言っているかわからなかったものですから、その中でも独自事業として、ひとつこの「グリーンクラブ加工や泉州透かし織を主体にした新商品開発」をやったと。開発数は24社66点151アイテムに及びます。記載があるのですが、これはどうなのか。そこに置いてある機械とか設備を使ってその組合さんとそこに加入する業者さんというか会社さんが、開発自体には市は一切関与せずに機械自体を使って頂いて、そういうアイテムが出来たよというそういうことでしょうか。

◎まちの活性課参事

おっしゃるように、元技術センターだったのでその施設の中の機械というのは正直申しますと使えないです。

◎まちの活性課商工労働観光係長

ここで使われているのは検査で、例えば百貨店に出荷するとなると品質がどうやという証明を持ってきてくださいと商談で言われる。その時にタオル検査協会さんというところに

依頼して検査機器がセンターにあるので、協会の人に来ていろいろ吸水性がどうだとかそれらを調べて証明を書くという、そういう利用が多いです。機械の利用というよりは検査用のそういう利用が多いです。

◎まちの活性課参事

その吸水性を併せ持ちながら、そういった協力しながら、そういう新しい新商品を開発していっているという話です。実際は織り機、織られるは各事業所さんです。

◎委員

そうですね。ちょっとわかりにくいなと思ったのですが。なんとか新商品をもし開発することになったり、なんらかコミットして売るのであれば、当然、何がしかの配分というか頂いてもいいんじゃないのということが言えないのかなとは思ったのですが、全くそういう関わりはしてないということですね。

◎まちの活性課商工労働観光係長

新技術の開発という機械でもなく、もう大分古い、歴史的な機械なので、その辺はちょっと使えないとうことです。

◎委員

なるほど。むしろ「泉州こだわりタオル」ブランドの商品認定検査でした、こういうところでは機械を使うことがあるけれどもという程度ですか。

◎まちの活性課商工労働観光係長

機械の使い方としては、そちらの方が多いです。

◎まちの活性課参事

見た目だけでなく、吸水性にも一番こだわっております。

◎委員

今日は実証実験はないんですか。

◎委員

もう少し、泉州のタオルを上手に売り出しされてはどうなのかなといつも思います。

◎まちの活性課商工労働観光係長

それが一番の課題です。

◎委員長

はい。その他ございませんでしょうか。ただいま泉州タオルという形でブランド化を考えるということをご検討はないのですか。

◎まちの活性課参事

以前からそれはさして頂いているんですが、やはりプロモーションで負けていると言いたくないのですが、今治タオルの方がかなりブランド力が増してまして、今国内でのシェアが向こうの方が若干生産量多いというところで、今年は日本タオル発祥の地が、泉州タオルが日本タオル発祥地なんですけども、ちょうど記念すべき130年というところで、そのあたりを市全体としてプロモーションを組合といっしょになってやっているかたちなのですが、もうひとつ市の方で特産品相互取扱協定ということで47都道府県の基本的には1市の市町村さんと結ばせてもらい、お互いの特産品を売り込むじゃないですけども、そ

ういった特産品の取扱協定を結んでいるのですが、そういった市町村に向けてもPRというところで実際動いているようかたちでさせて頂いております。地道にやっけていきながら広げていきたいというところもありまして、やっぱり関東にいきますとなかなか泉州タオルという名前が通っておりませんでして、そういうイベント等で参加することで徐々にですけれど認知度もあがってくるのではないかと。もちろん組合さんも東京に進出したりして地域をあげて盛り上げてきたなということは考えております。

◎委員長

収支の上げ方ですがまずいのでは。

◎委員

普通から考えて按分なりしてあげないと、なにか傍目から見るとなにか変なことやっているのでないかと思ってしまうのですけど。

◎委員長

収支のところの書き方が、結局人件費部分も按分計算するなり、事務所費も借上げているんだったら、当然それが入ってきて、それが書いていないとどういう会計処理がされているのか明確でないというのですか。

◎まちの活性課参事

担当としてもそのあたり、今日ご指摘されるかなということをおもっております、今後は組合さんのほうにも按分できるかどうかはあるかと思うのですが、検討といいますか協議と言いますか、していかないといけないと思っております。

◎委員長

ちょっとやっぱり経理処理はきちりとしておかないと、というのは思いますからね。はい。その他ございませんでしょうか。無いようでしたら、評価の方に移りたいと思います。「管理実施状況」の「管理運営体制」のほうで運営業務に関しては、指定管理規則を満たしているということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。「維持管理業務」の方は、現時点では行われているということで「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

「利用状況」については、減少傾向ではあるものの、これはちょっと議論が必要ですかね。直営の時代に比べれば、高止まりで今のところで推移しているということですが、この3年間はほぼ概ね、同じような数値で若干減少ぎみとなっているのを「良し」とするという判断か直営時代に比べたら「良い」ということで「4」を付けるか。いかがでしょうか。

◎委員

担当参事の説明にもありましたように、頑張ってくれているということで「4」ということでいいと思います。

◎委員長

「4」と出ましたけどよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。「4」ということでよろしく申し上げます。

「収入状況」についても、一応問題ないということで「4」ということでお願いします。
(異議なし)

「収支」状況は、これはどうなんでしょう。

◎委員

パッと見、低く抑えられているように見えるのですが、裏で何かあるんで、実質的にはどうなんだろうと思ったりするのですが、タオル組合などの按分計算をしてどうこうしたときにどういった数字になってきて、どういう評価になってくるのか疑問ですよ。今のところでは。

◎委員長

疑問ですよ。この数字がどうなるかわからないという項目ではあるから「2」の方が妥当だと思います。

◎委員

見直す必要があるのかな、と思います。単純にこの数字が「4」というのは、ちょっとおかしいかな、と思いますね。

◎委員長

そしたら見直す意味が必要となれば「3」は無理で「2」か「1」かということで、「2」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。「2」とさせていただきます。「人員配置」につきましては、現時点では「よい」ということで「3」ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それから「独自事業」につきましては、ちょっとなかなか難しかったですが、「4」でしょうか。

◎委員

わからないですけど。

◎委員長

「4」ではなく、なんとか「3」かなという印象はあったのですが。

◎委員

私もそう思います。

◎委員長

今「3」が2名でしたが、いかがでしょう。

◎各委員

「3」で。

◎委員長

「3」が4名、ということで多数ということで「3」ということにさせていただきます。
「総合評価」の方は「3」とか「2」があって、ということでございますので、総合評価は「3」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。そうしましたら、そういうことで終わらせていただきたいと思います。
それでは、以上を持って7件の評価を終わりましたので、委員の委員会のまとめ方について事務局の方で何かございませんでしょうか。

◎事務局

そうしましたら、7つの施設の評価の総合評価について行って頂きましたが、最終的にこの評価シートをまとめとしまして公表する分になります。そちらにつきましては、ただいまいただきました評価数値をもって最終的な総合評価の所見並びに委員会全体の総括につきましては、この後委員長と相談させていただきながら、作成をさせていただきたいと思います。それにつきましては、後程、委員の皆様にも確認を頂きまして、問題がないということでございましたら、初めて公表をさせていただくという段取りでさせていただきたいと思います。また、詳細の議事録につきましても、今日のご意見につきましては、まとめまして皆様にご確認を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、評価指針にもございましたように最終的には市のほうでは12月議会の行財政委員会です。本日委員会の概要をまとめまして報告をさせていただきたいと思います。今後の流れについてよろしくお願い致します。

◎委員長

本評価委員会の総括については、時間の関係から私にご一任頂けますでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。皆さまの御蔭をもちまして、本委員会を終わることができましたが、この後3箇所見学がございますので、その件もよろしくお願い致します。ということで本委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

◎副市長

お蔭様で、皆様のご協力を得てスムーズに委員会を終わらせて頂きました。有難うございました。先ほどから、貴重なご意見、ご指摘もございました。見直さなあかんという点もございますし、また、あの馴染みのない施設をですね、評価するということも難しいという指摘もございました。どのようにみていただくか、全部で冒頭いいましたように21か所ありますので、すべてをみていただくのは時間的にも無理にしても、まあこのちょっとイメージして頂くには一度みていただくのも必要かと思っておりますので、その辺も今後のこの委員会の運営の中でまた検討はしていきたいと思っておりますので、その時は是非よろしくお願い致します。本日はどうも有難うございました。